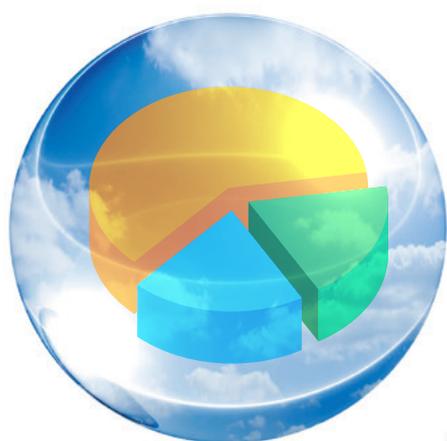


目で見る日本の地方財政

# 地方財政の状況

平成25年版 地方財政白書ビジュアル版(平成23年度決算)



総務省

# 目次

地方財政の役割	1
平成23年度決算の概況	4
歳入	6
1. 歳入内訳	6
2. 通常収支分と東日本大震災分	7
3. 歳入内訳の推移	8
4. 地方税	9
5. 地方交付税	12
歳出	13
1. 目的別歳出	13
2. 性質別歳出	17
財政構造の弾力性	21
1. 経常収支比率	21
2. 実質公債費比率及び公債費負担比率	22
地方財政の借入金残高	23
1. 地方債現在高の推移	23
2. 地方財政の借入金残高	23
地方公営企業	24
1. 地方公営企業が占める割合	24
2. 地方公営企業の事業数	25
3. 決算規模	25
4. 経営状況	26
東日本大震災の影響	27
1. 被災団体における決算の状況	27
2. 被災団体における地方公営企業の経営状況	29
地方財政健全化の推進	30
1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	30
2. 健全化判断比率・資金不足比率の状況	31

各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

# 地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成23年度の決算の状況、地方公共団体の健全化判断比率等の状況などを紹介していきます。(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、「地方公営企業」で紹介します。)

## 地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では、地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。

### 地方公共団体の会計

**普通会計**

**一般行政部門の会計**



**その他の会計  
(公営事業会計)**

**公営企業会計**

- 水道事業 ● 交通事業 ● 電気事業 ● ガス事業
- 病院事業 ● 下水道事業 ● 宅地造成事業 など

国民健康保険事業会計      後期高齢者医療事業会計      介護保険事業会計

など

## 地方財政の役割

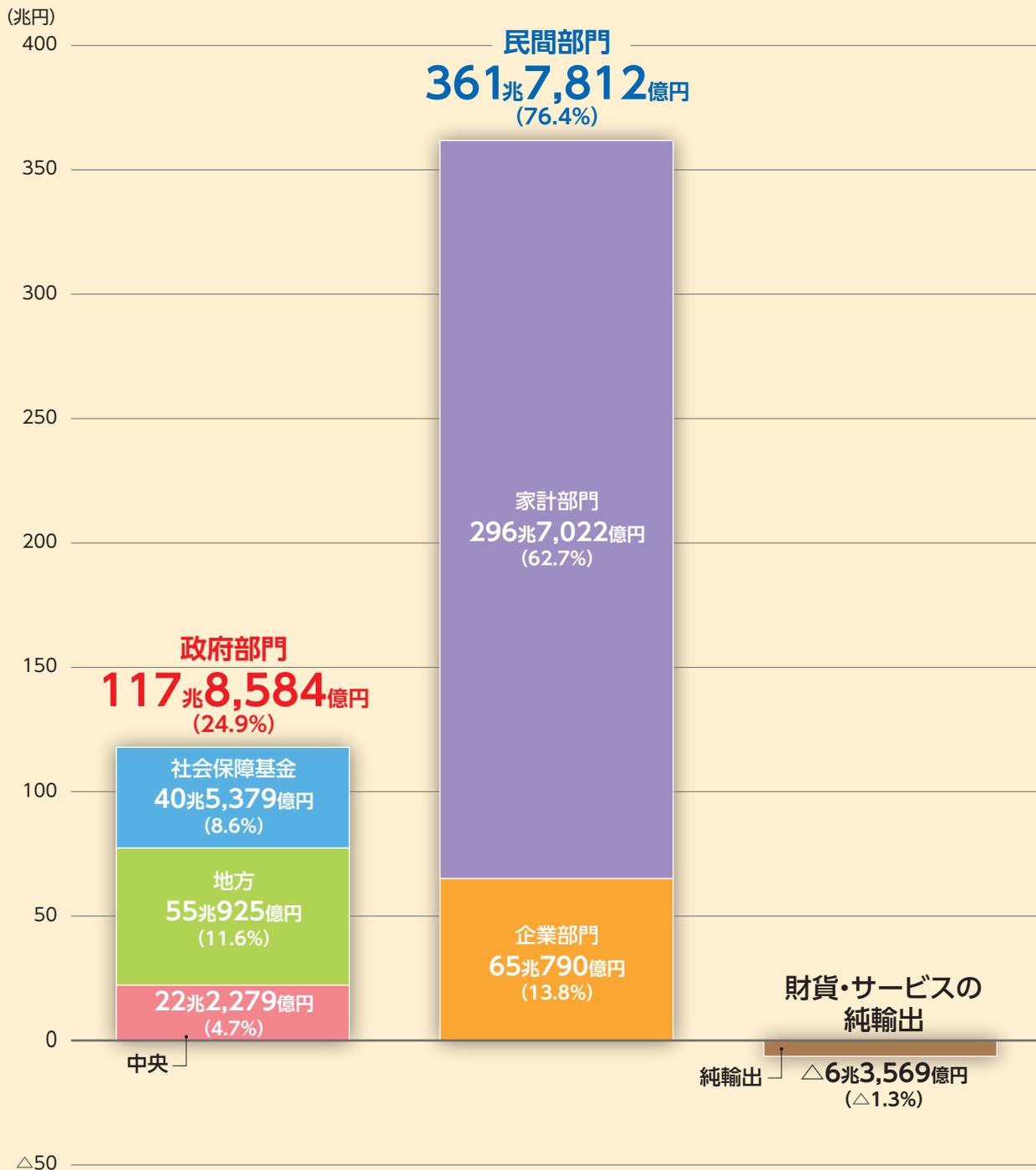
### 地方政府は国内総生産のうち、どの程度の規模なのでしょう？

地方政府の規模を国内総生産(支出側)に占める割合で見ると、地方政府が11.6%を占めており、中央政府の約2.5倍となっています。

#### 国内総生産(支出側)と地方政府(平成23年度)

国内総生産 (支出側、名目)

**473兆2,826**億円 (100%)

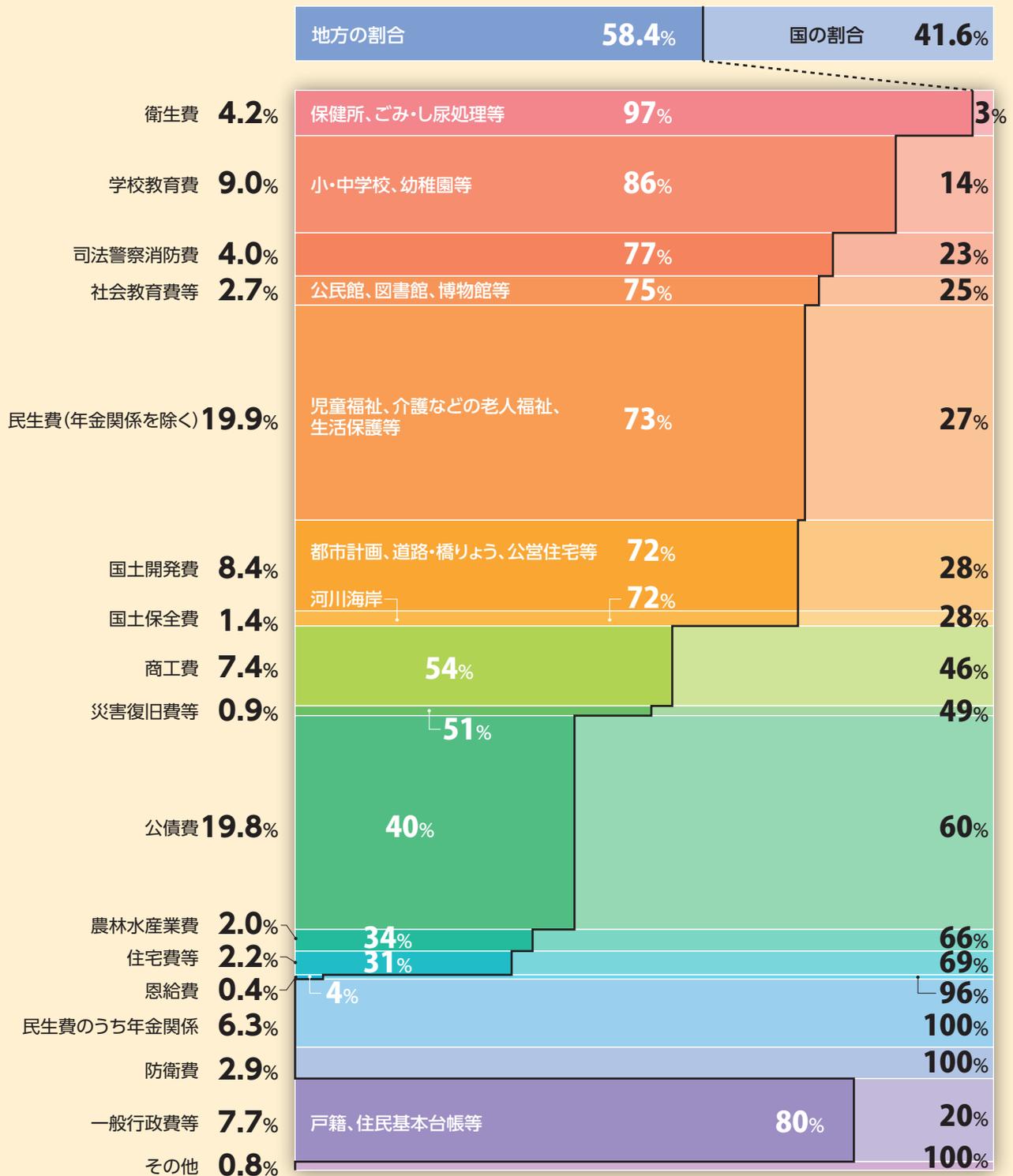


# どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出純計額の目的別歳出について、最終支出の主体に着目して国と地方に分けると、下図のようになります。

地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、警察・消防、社会教育などの日常生活に関係の深い分野です。

## 国と地方の主な目的別歳出の割合(最終支出ベース)



# 平成23年度決算の概況

歳入・歳出ともに前年度より増加しました。\*

## 1 歳入

**100兆696億円(前年度比2兆5,581億円、2.6%増)**

通常収支分 95兆351億円(前年度比2兆4,764億円、2.5%減)  
東日本大震災分 5兆345億円

通常収支分について地方税、地方債、国庫支出金等が減少した一方で、東日本大震災分について、特別交付税の増額及び震災復興特別交付税の創設や国庫支出金の計上があったこと等により、歳入総額は前年度より2兆5,581億円増加しました。

## 2 歳出

**97兆26億円(前年度比2兆2,276億円、2.4%増)**

通常収支分 92兆5,117億円(前年度比2兆2,633億円、2.4%減)  
東日本大震災分 4兆4,910億円

通常収支分について普通建設事業費等が減少した一方で、扶助費等が増加したことに加え、東日本大震災分について普通建設事業費、災害復旧事業費、積立金等が計上されたことにより、歳出総額は前年度より2兆2,276億円増加しました。

## 3 決算収支

実質単年度収支は4年連続黒字となり、単年度収支は3年連続黒字となっています。

区 分	決算額		赤字の団体数	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
実質収支	1兆7,953億円	1兆6,702億円	2(3)	8(8)
単年度収支	1,255億円	2,258億円	841(1,542)	567(1,278)
実質単年度収支	4,372億円	1兆395億円	459(1,129)	237(917)

(注1) 実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。

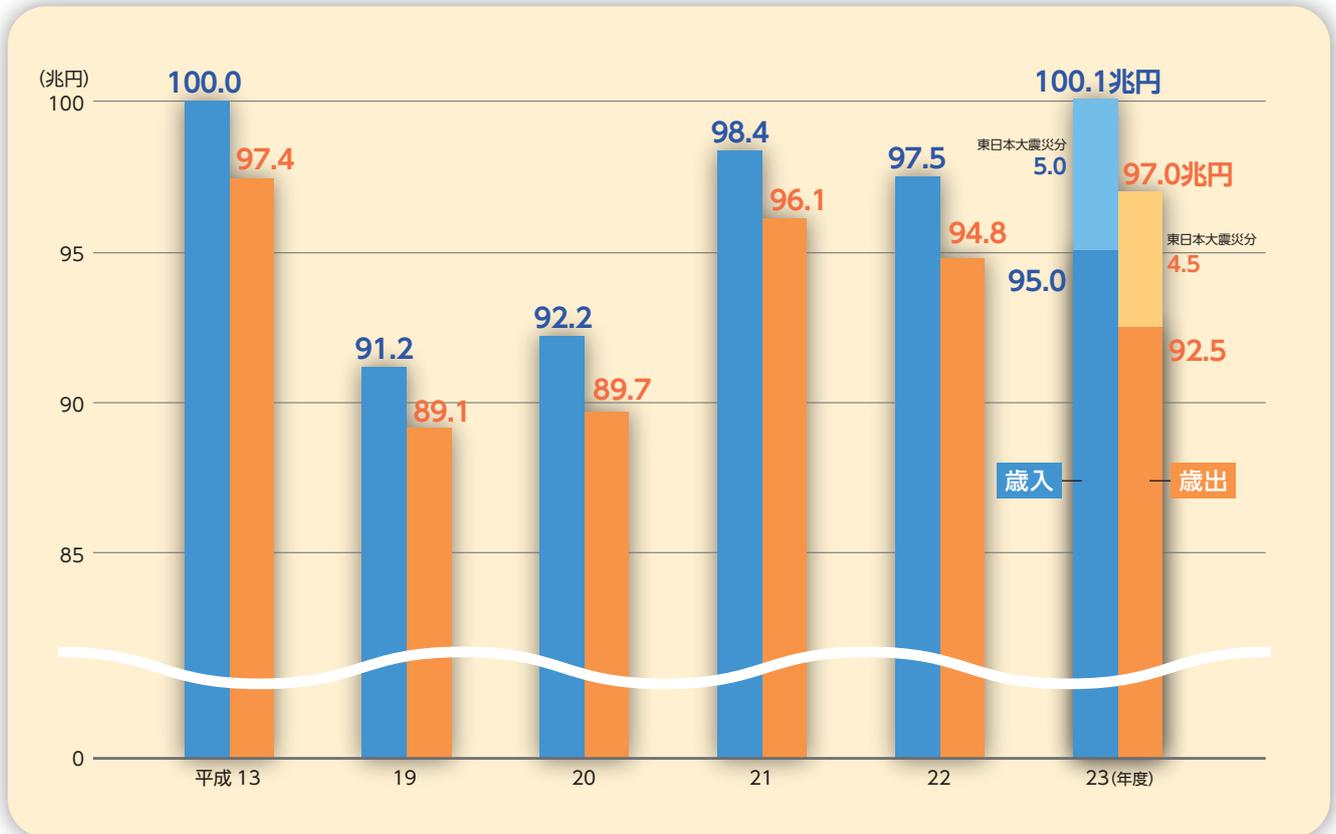
実質単年度収支は、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額をいいます。

(注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含まず、( )内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数です。

※普通会計決算については、平成23年度から通常収支分(全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの)と東日本大震災分(東日本大震災に係る復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係るもの)を区分して整理しています。

## 4 決算規模の推移

東日本大震災分を除いた通常収支分は、歳入、歳出ともに2年連続で減少しています。



## 5 主な財政指標

経常収支比率は、前年度より2.1ポイント上昇し、92.6%となりました。

実質公債費比率は、前年度より0.2ポイント低下し、11.8%となりました。

区 分	平成23年度	平成22年度	対前年度増減
経常収支比率	92.6%	90.5%	2.1
実質公債費比率	11.8%	12.0%	△ 0.2

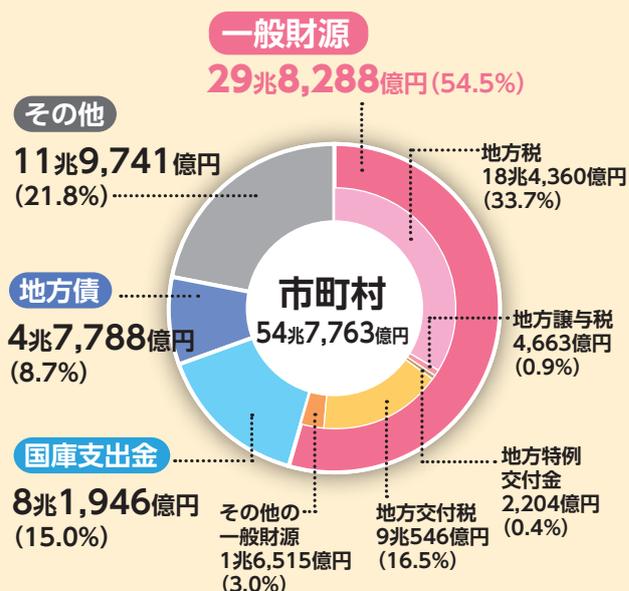
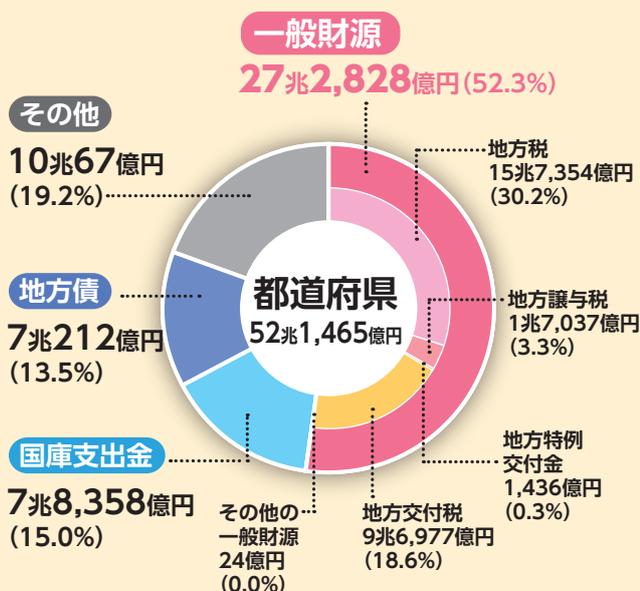
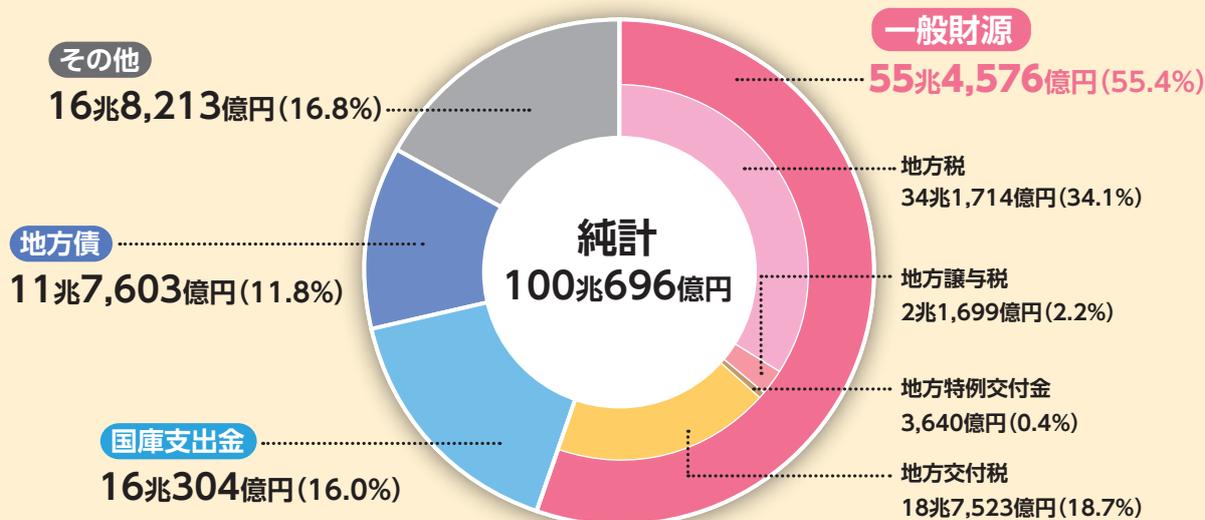
# 歳入

## 行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

### 1 歳入内訳

地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。このうち、地方税や地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になりますが、その構成比は55.4%となっています。

#### 歳入決算額の構成(平成23年度決算)

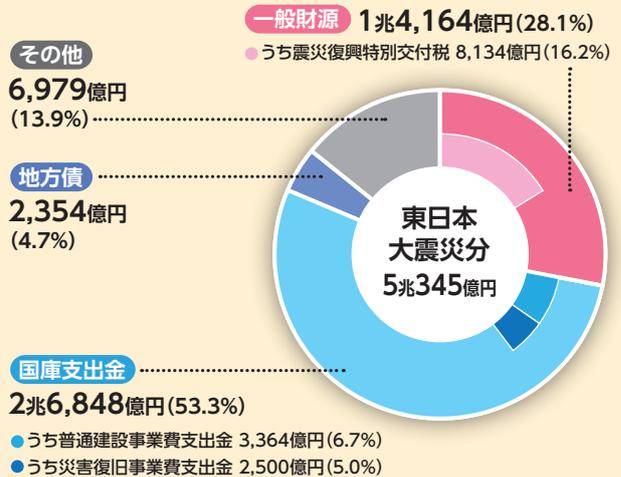
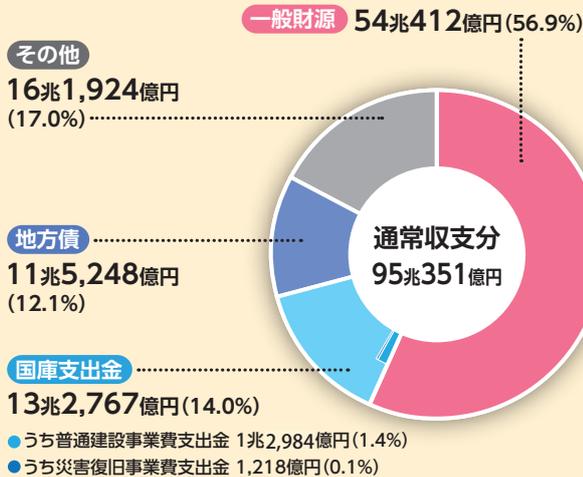


- 地方譲与税：** 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方揮発油譲与税などがあります。
- 地方特例交付金：** 平成18年度及び19年度の児童手当の制度拡充並びに平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金などがあります。
- 地方交付税：** 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源です(詳しくは12ページ「5地方交付税」をご覧ください)。
- 国庫支出金：** 国が地方に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等の総称です。
- 地方債：** 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

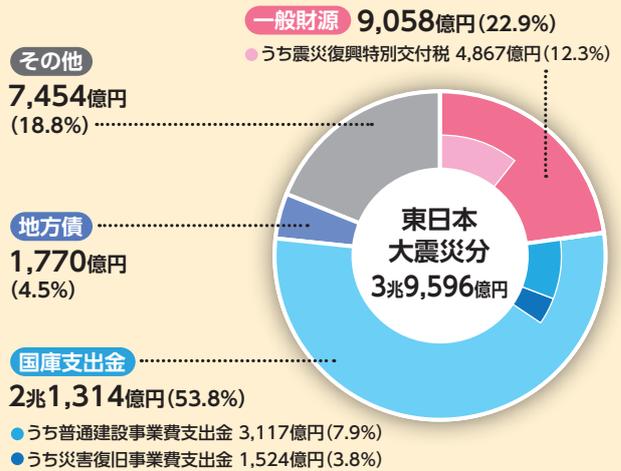
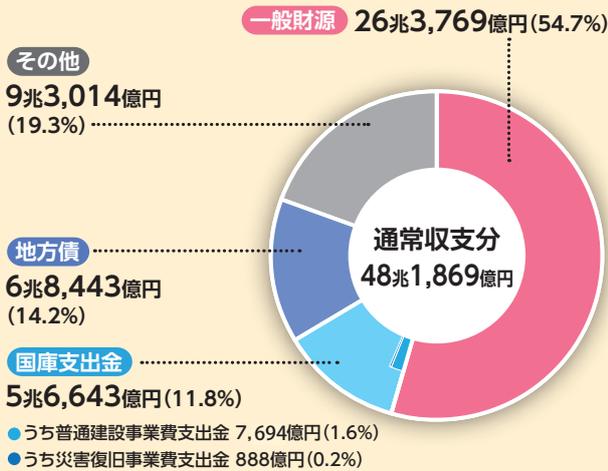
(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

## 2 通常収支分と東日本大震災分

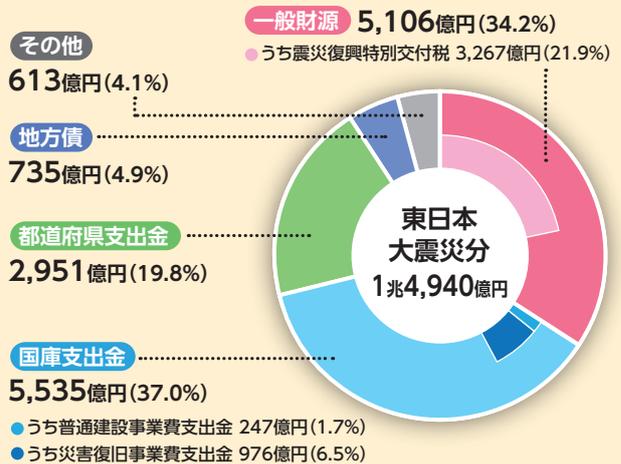
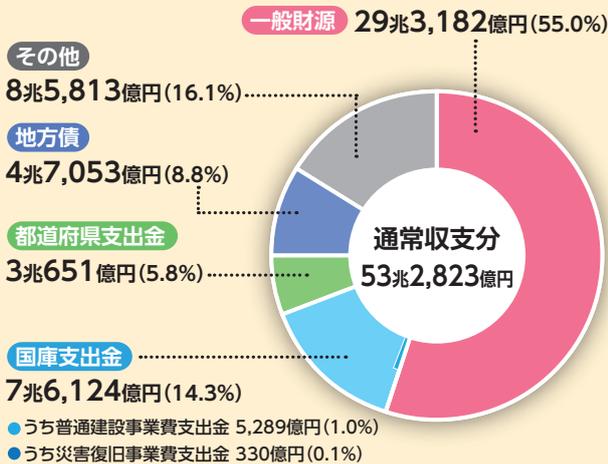
### 純計



### 都道府県



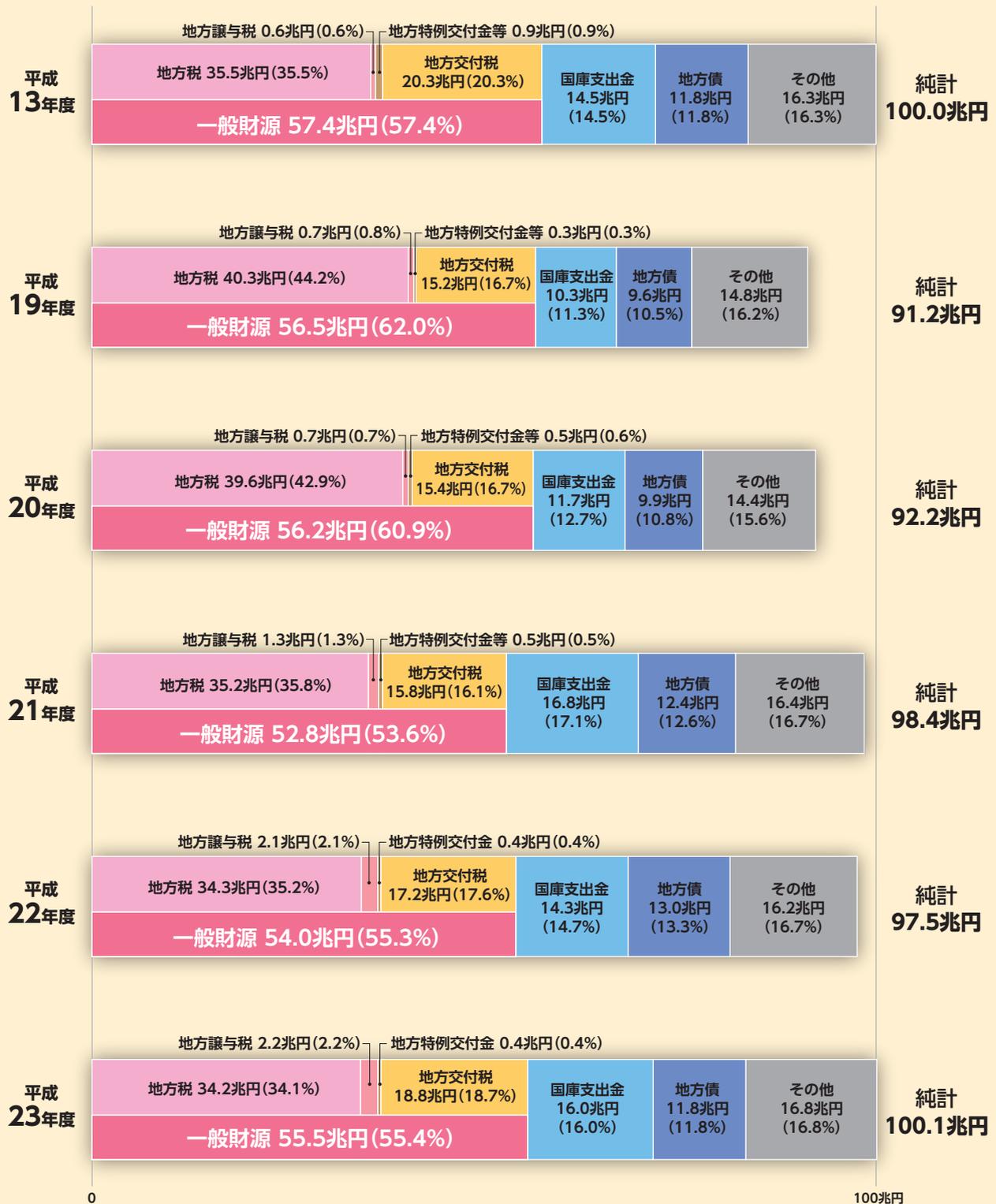
### 市町村



## 3 歳入内訳の推移

歳入のうち、半分以上を占める一般財源は、平成21年度に大きく減少しましたが、平成22年度及び平成23年度は増加しています。

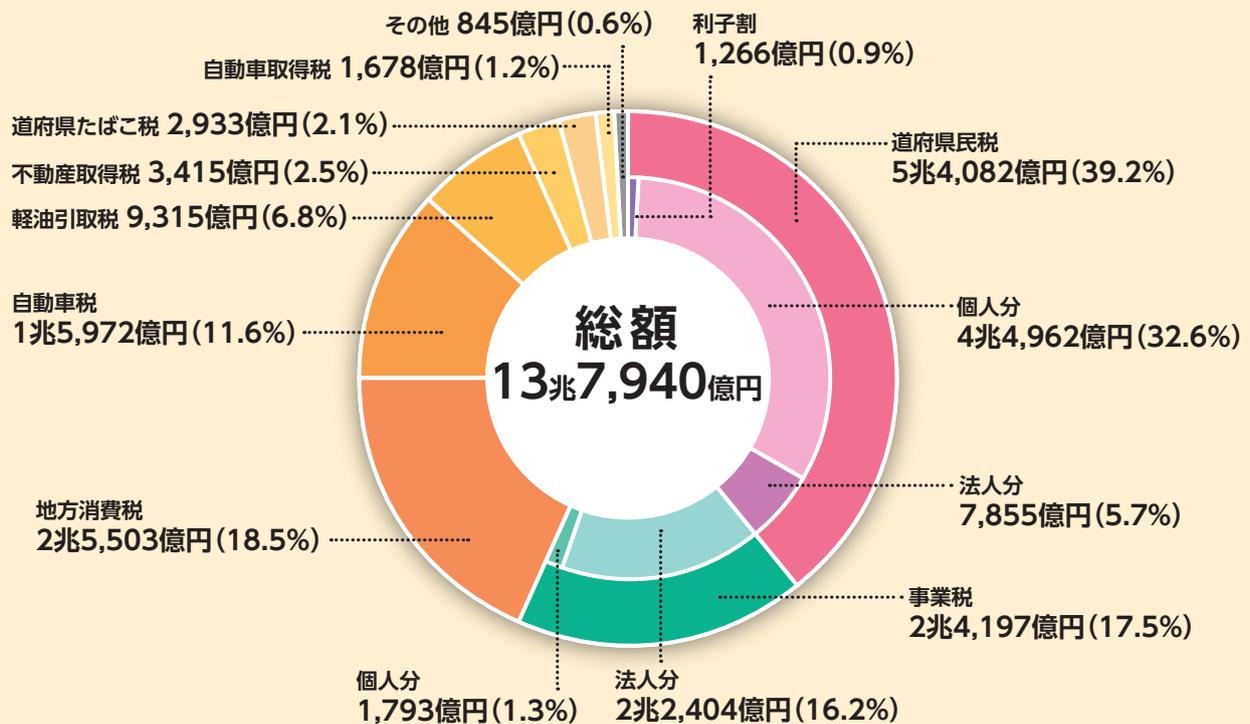
### 純計



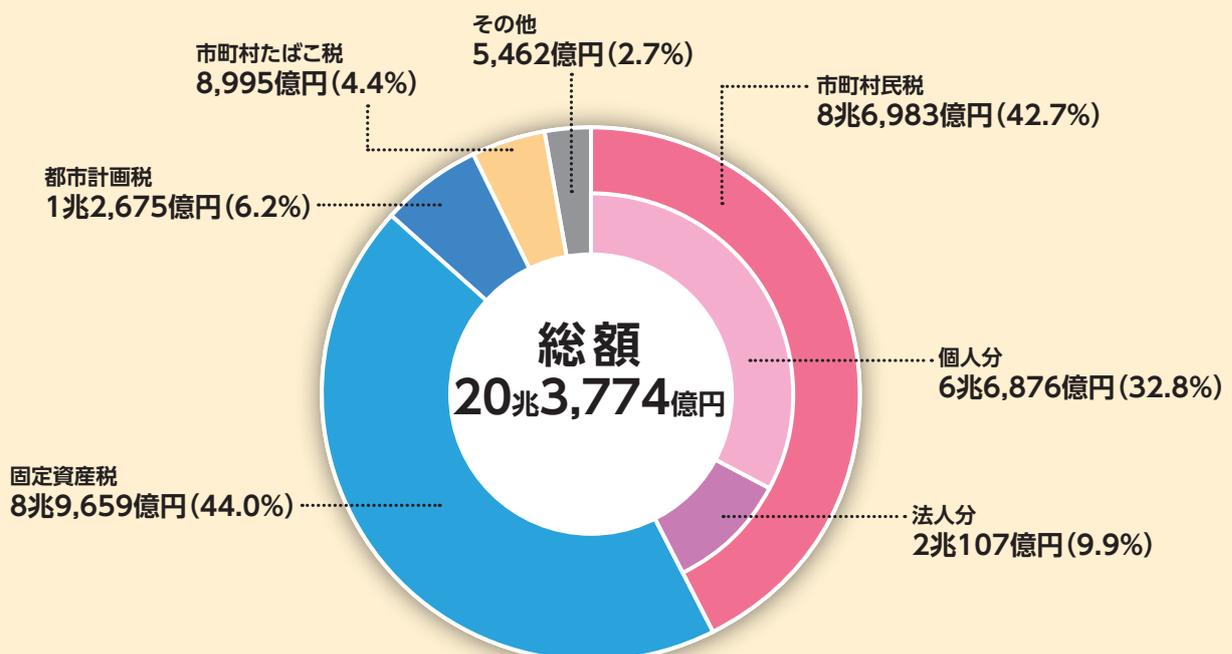
## 4 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます。

### 道府県税の税収の構成(平成23年度決算)



### 市町村税の税収の構成(平成23年度決算)

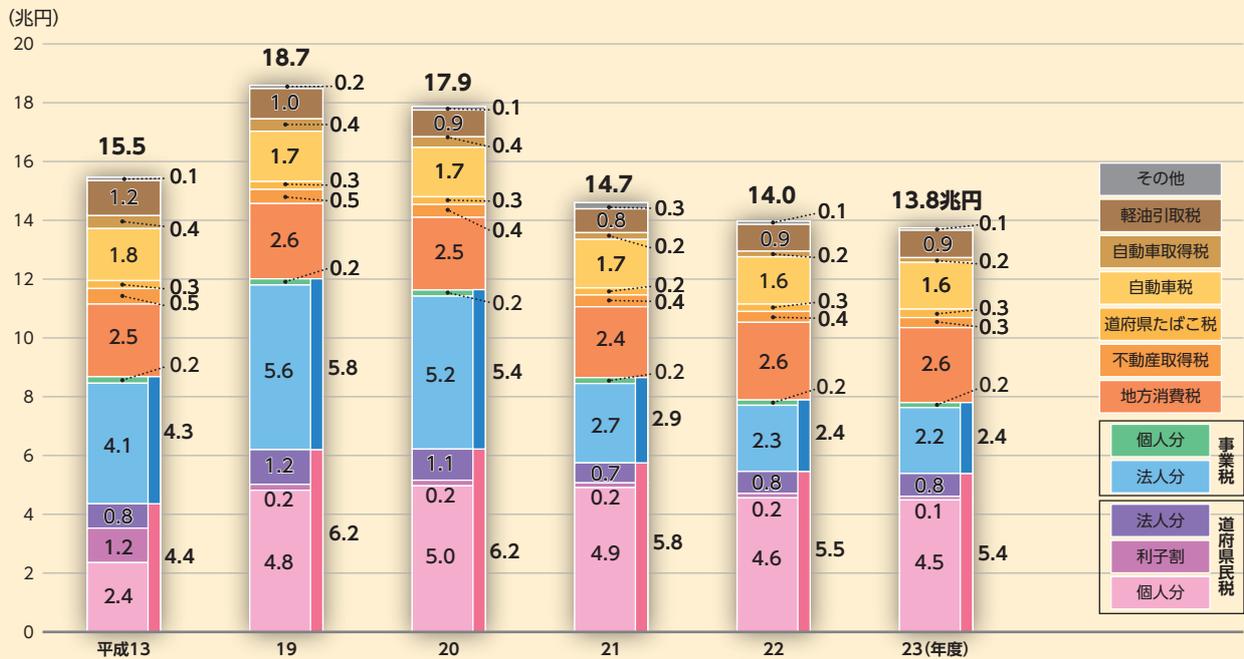


(注)東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しており、市町村税収入額は、都が徴収した市町村税相当額を含めています。

# 歳入

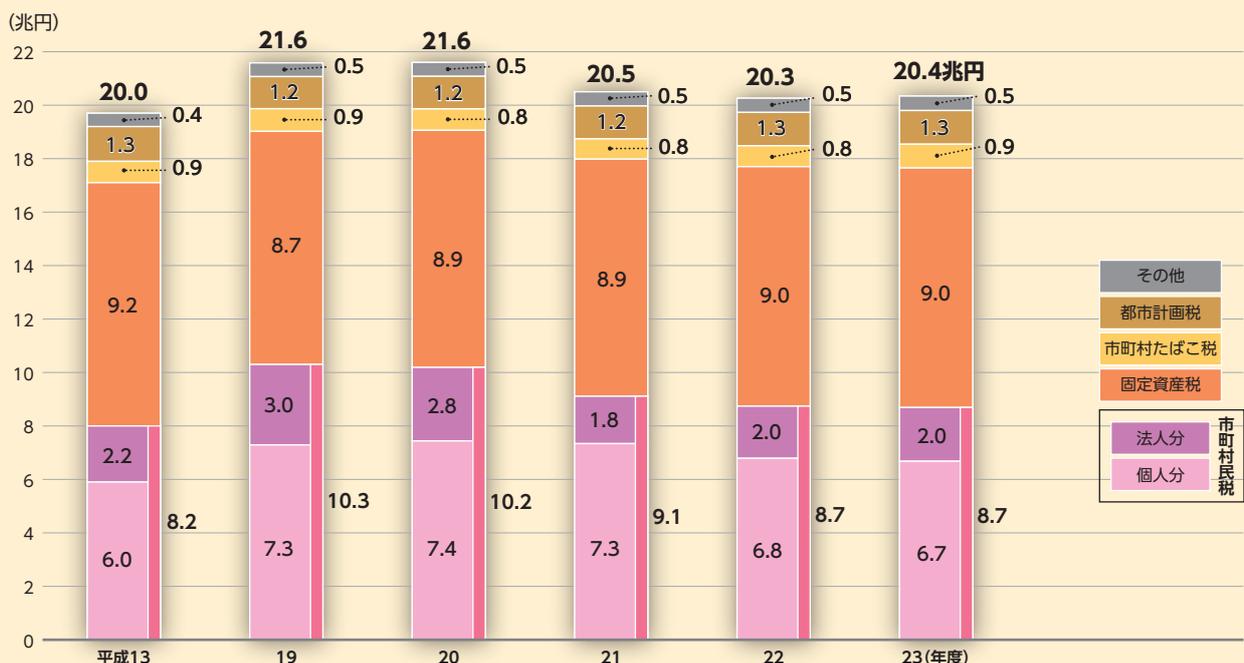
道府県税は、道府県民税の減少及び地方法人特別税の創設等に伴う法人事業税の減少などにより、減少傾向にあります。

## 道府県税収入額の推移



市町村税は、市町村民税の減少等により平成21年度に大きく減少し、それ以降はほぼ横ばいとなっています。

## 市町村税収入額の推移

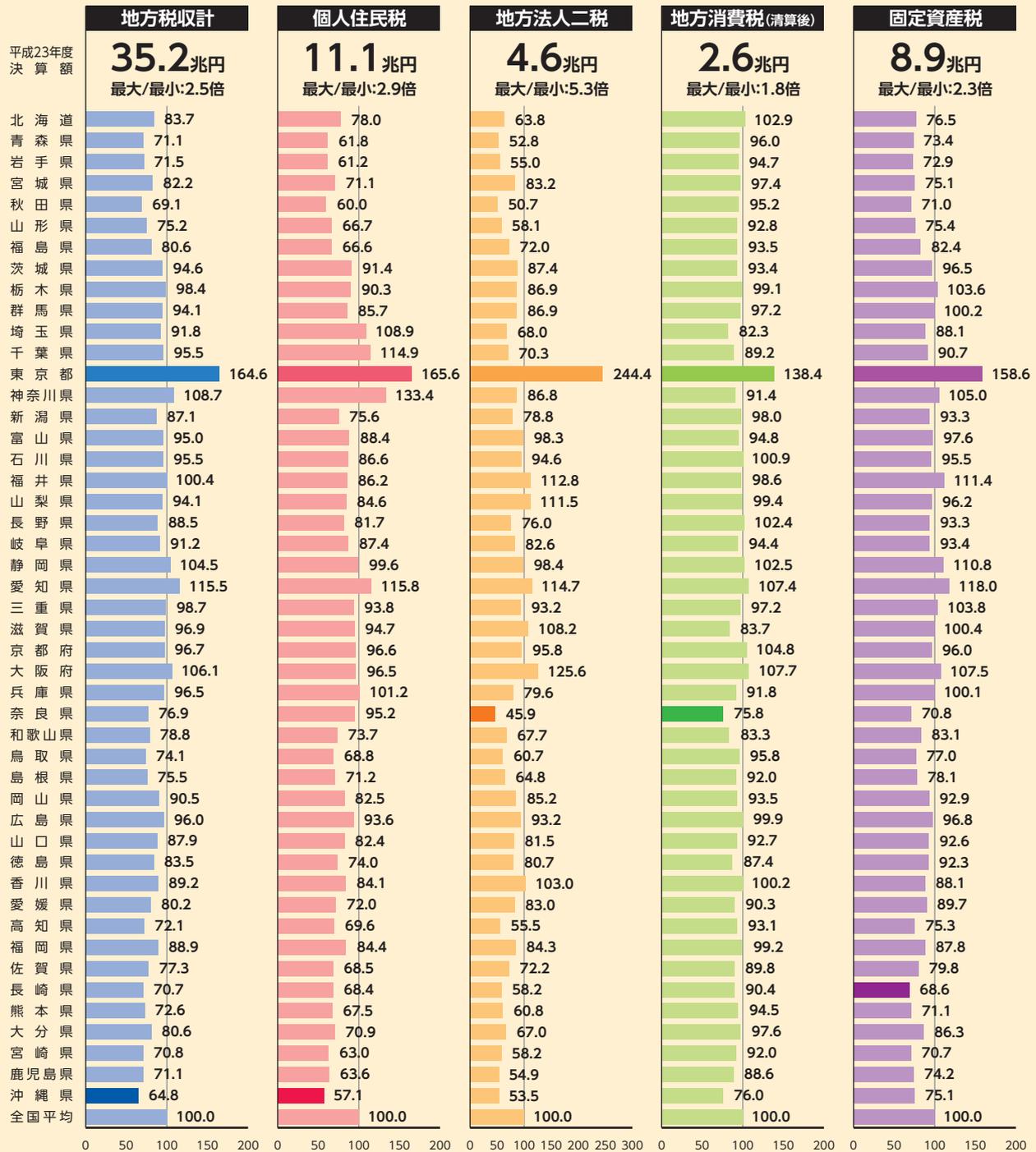


(注) 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要です。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人あたりの税収額を比較してみると、最も大きい東京都と、最も小さい沖縄県とでは、約2.5倍の格差となっています。

## 地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1)「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値です。  
 (注2) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものです。  
 (注3) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いています。  
 (注4) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いています。  
 (注5) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いています。  
 (注6) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口です。

## 5 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

### 1. 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき決定されます。

平成23年度における地方交付税総額は18兆7,523億円、対前年度比9.1%増となっています。

### 2. 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



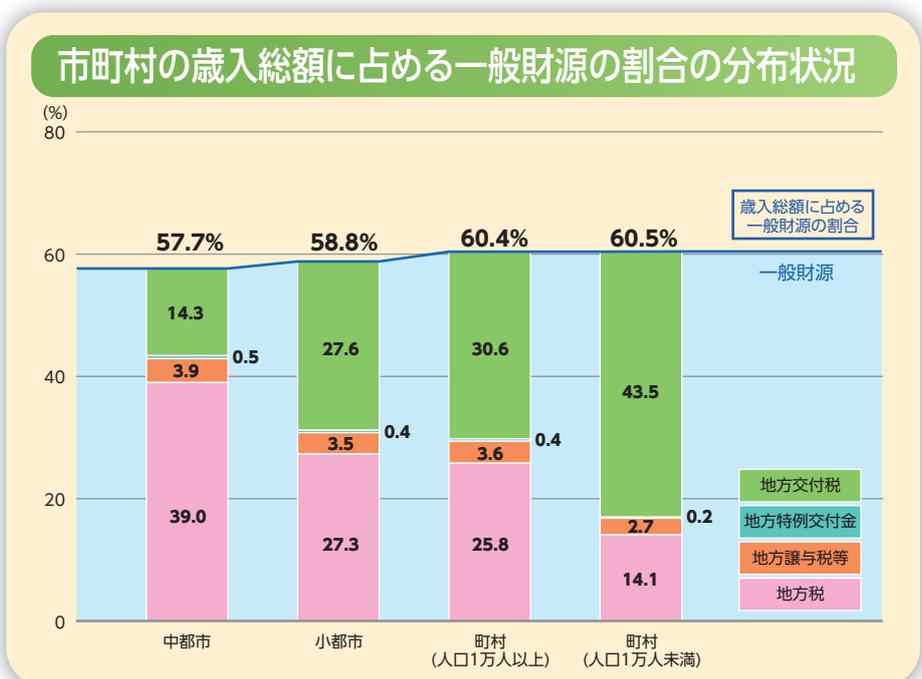
(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度からは、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債（臨時財政対策債）に振り替えることとしています。

(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

### 3. 地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。



(注)「中都市」とは、政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。

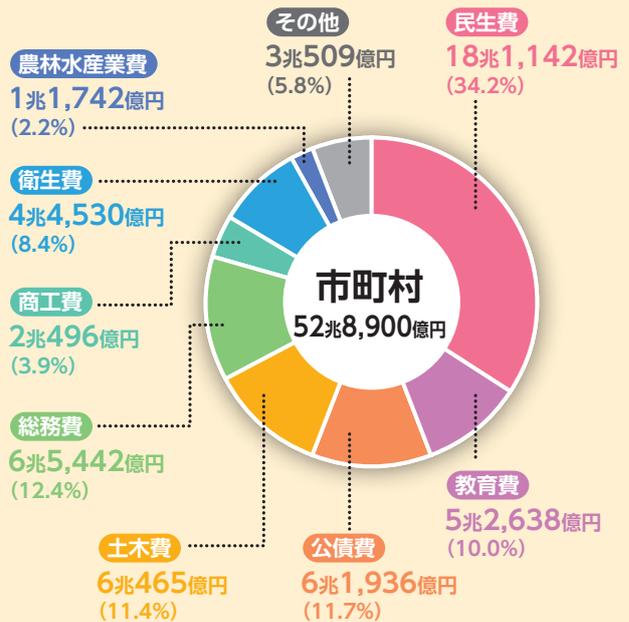
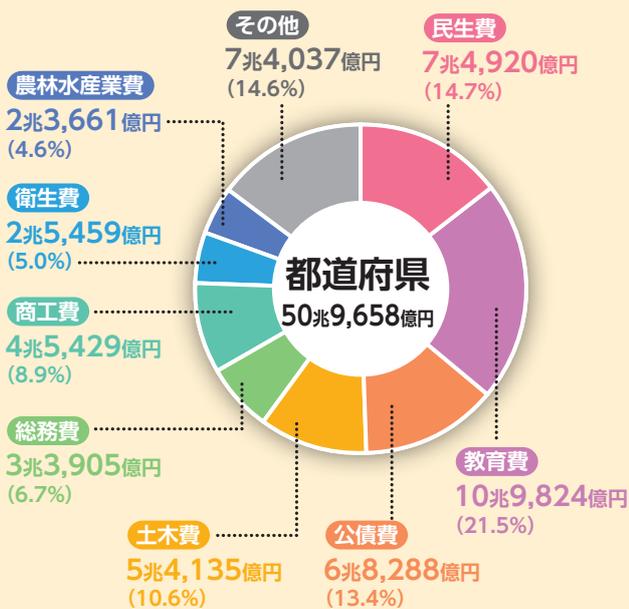
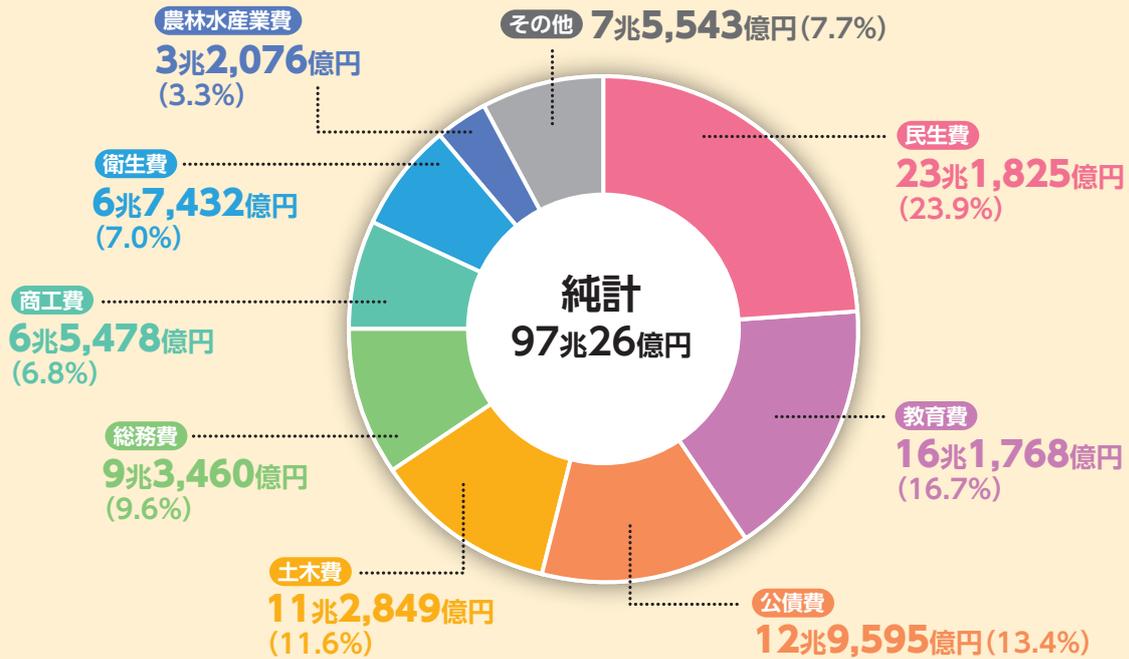
# 歳出

何に使われているのでしょうか？

## 1 目的別歳出

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、公債費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、民生費、公債費の順、市町村では、民生費、総務費、公債費の順となっています。

### 目的別歳出決算額の構成 (平成23年度)



民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

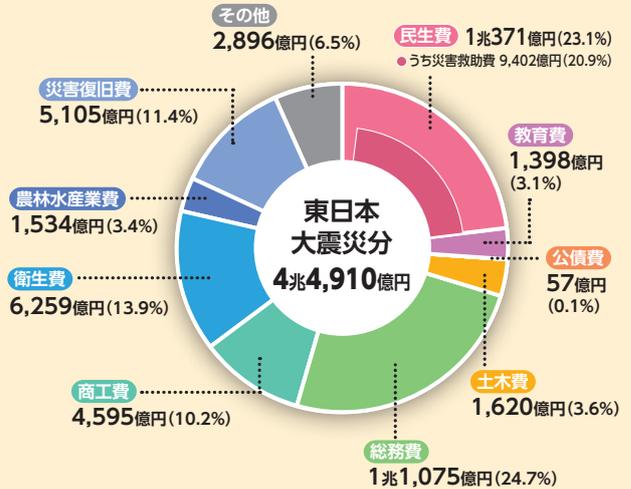
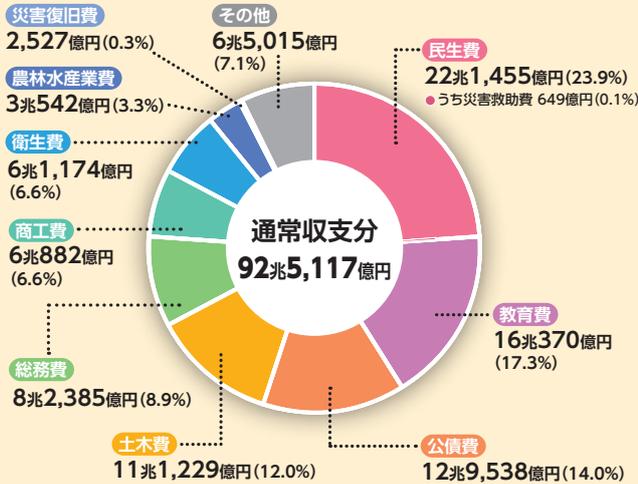
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

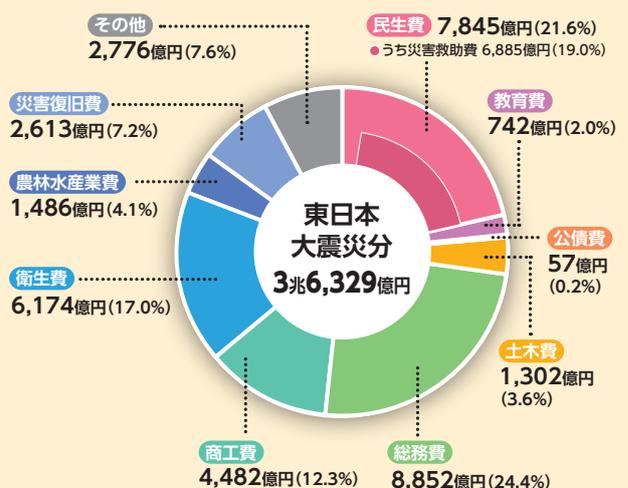
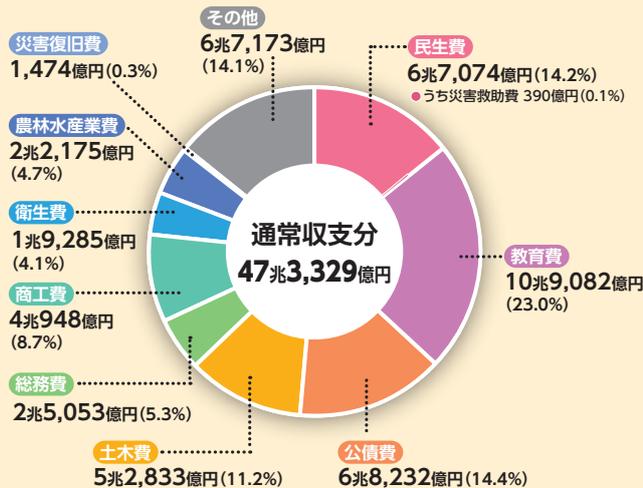
公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

## 通常収支分と東日本大震災分(目的別歳出)

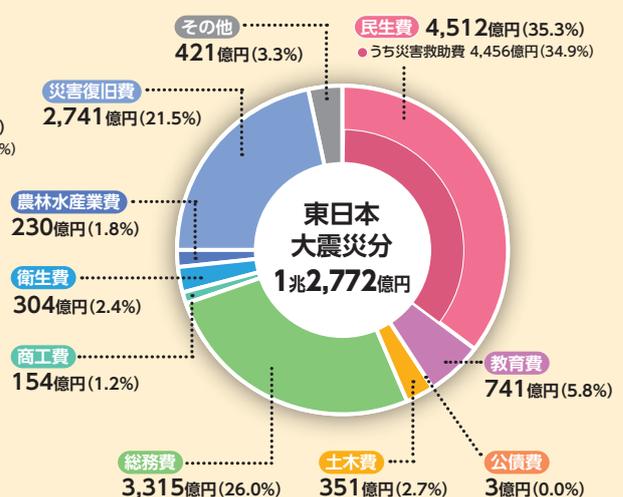
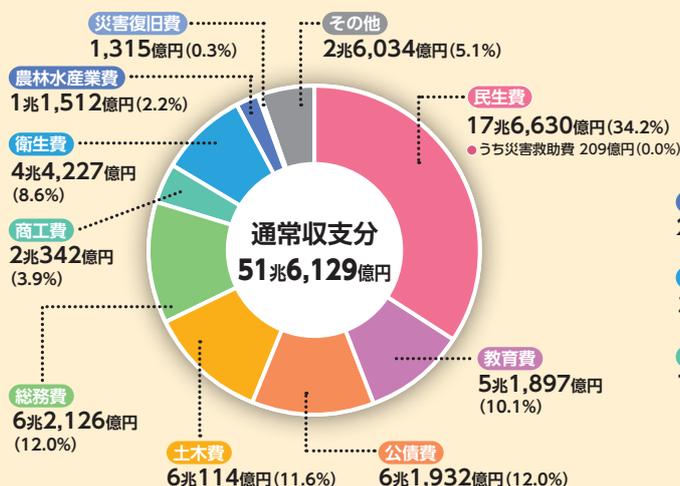
### 純計



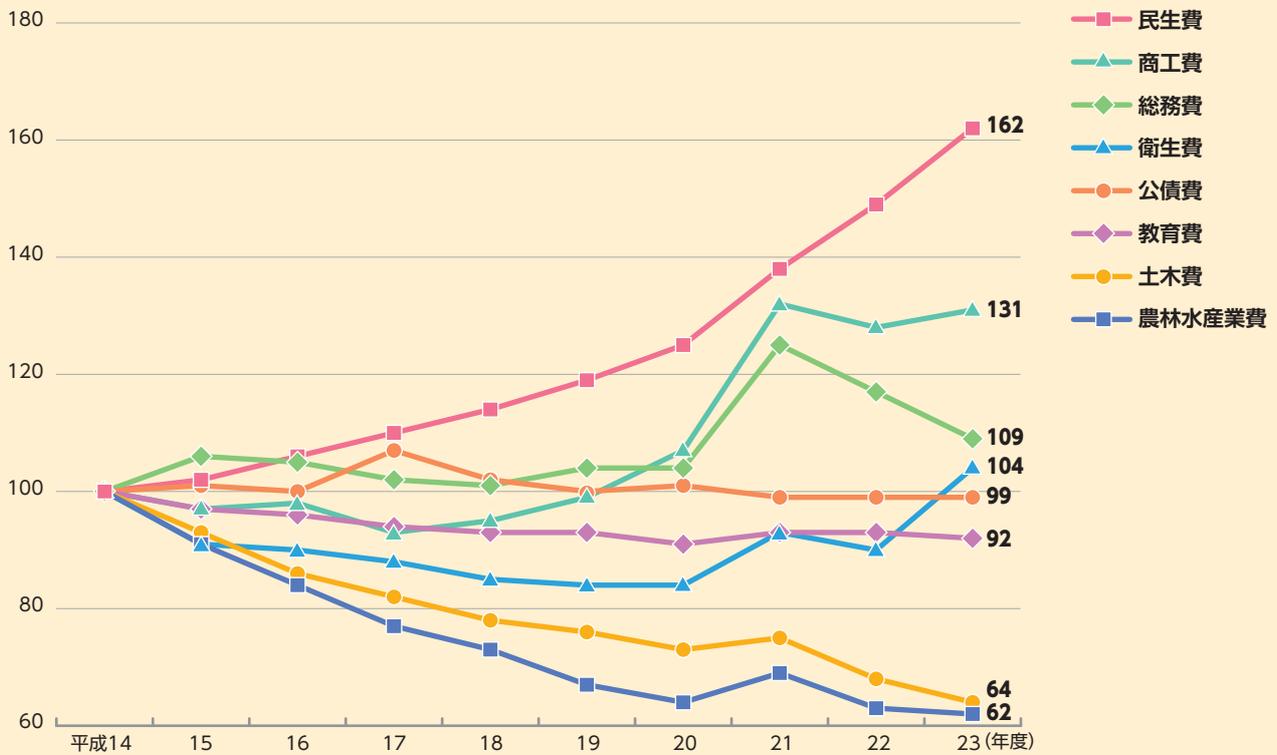
### 都道府県



### 市町村

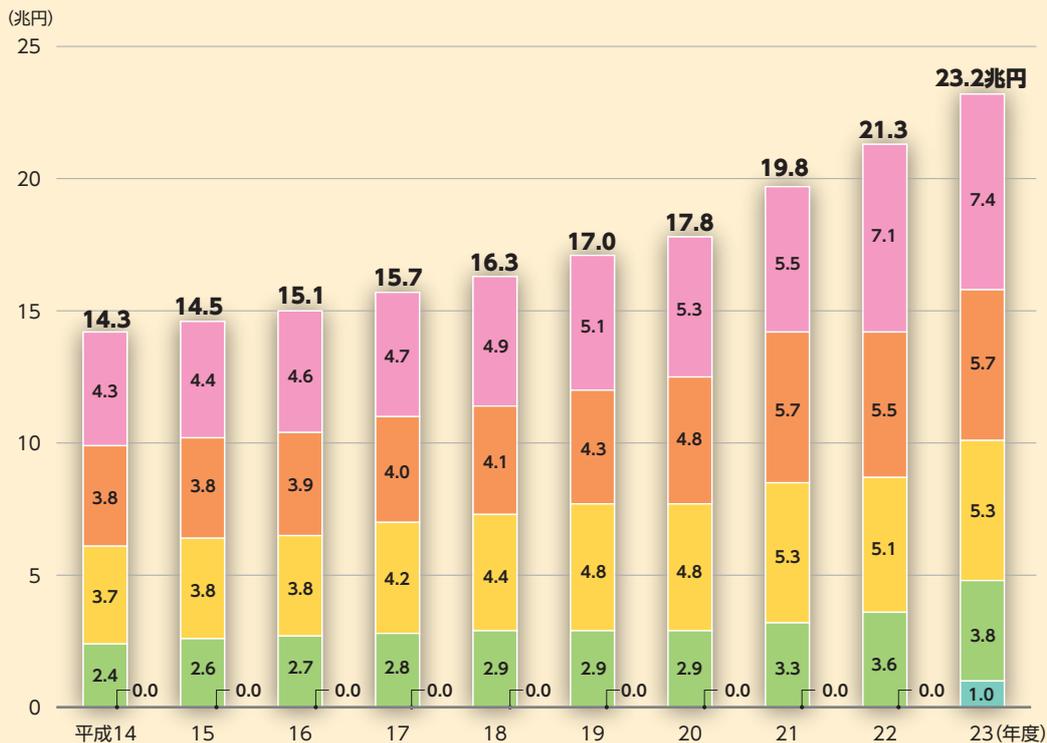


## 目的別歳出決算額の推移(普通会計純計)



※平成14年度を100としたときの指数

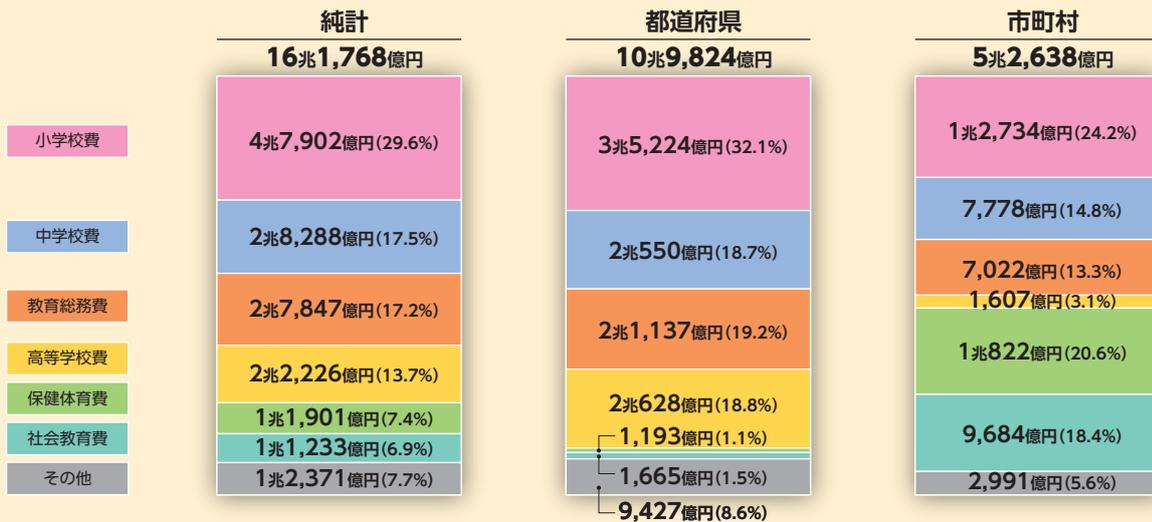
## 民生費の目的別内訳の推移



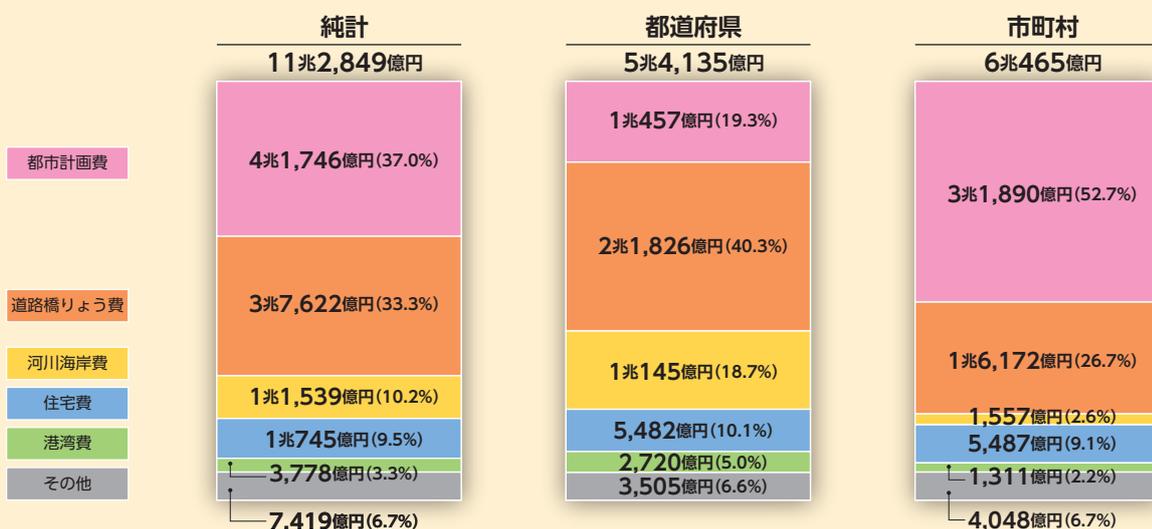
## 民生費の目的別内訳



## 教育費の目的別内訳



## 土木費の目的別内訳

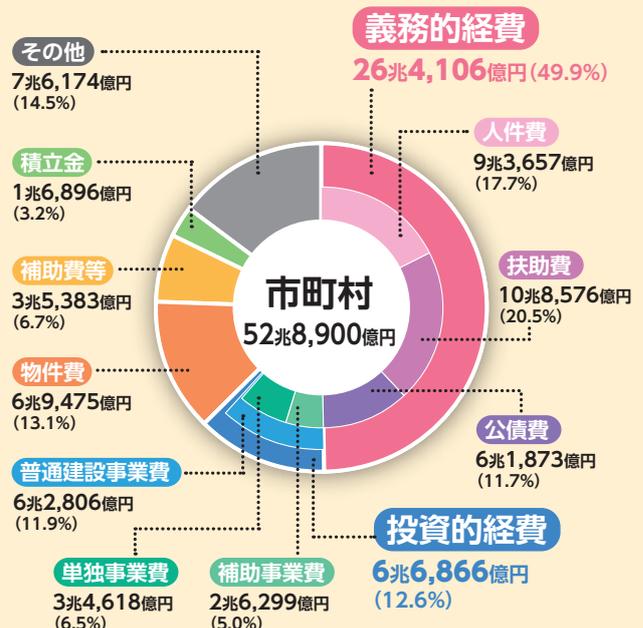
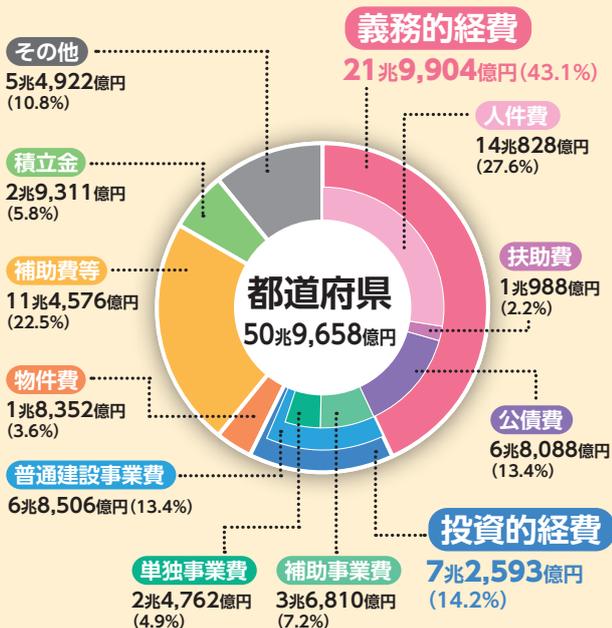
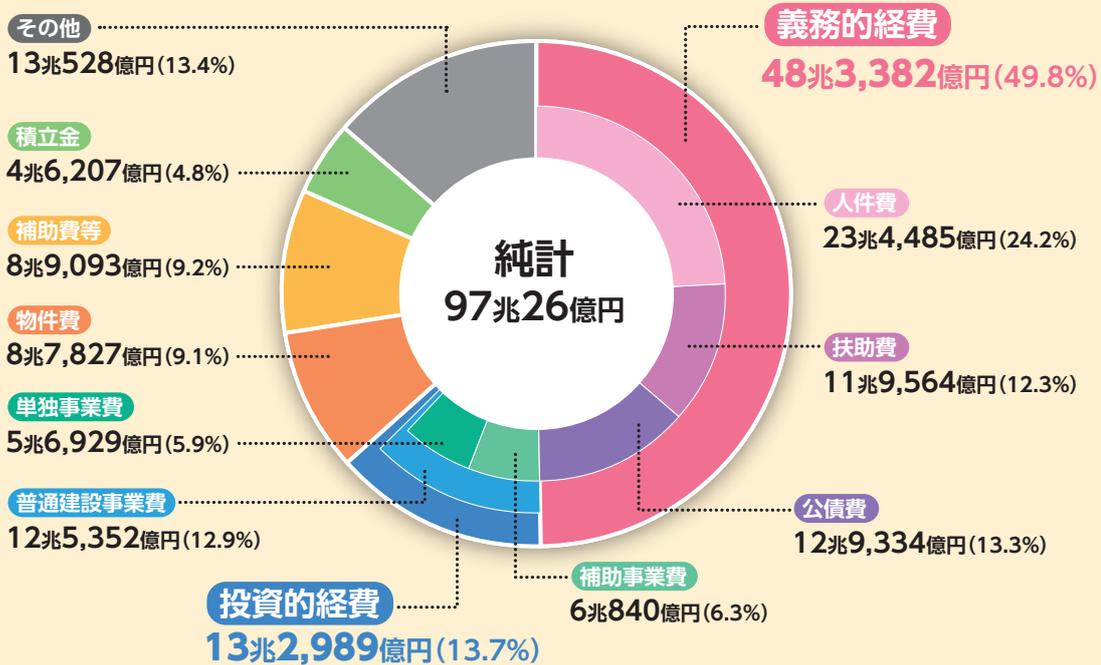


# 使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

## 2 性質別歳出

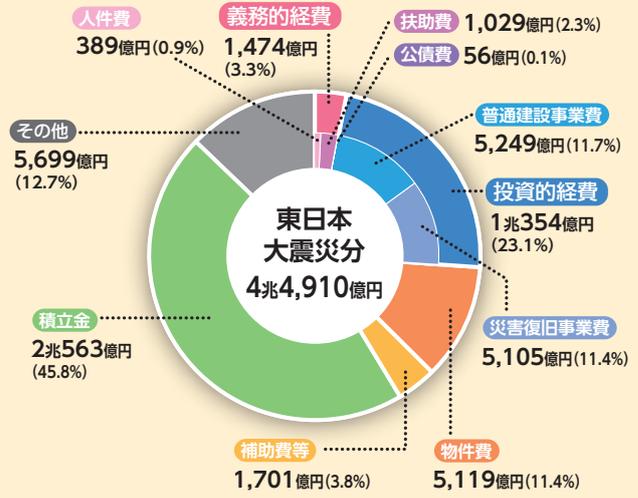
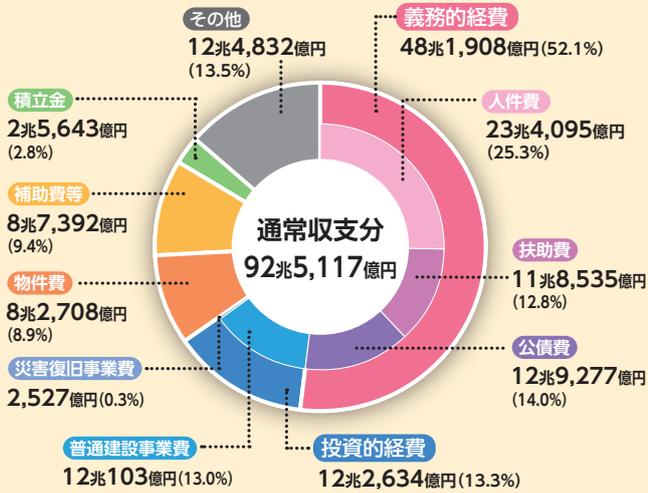
使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」(人件費、扶助費及び公債費)、「投資的経費」(普通建設事業費など)、「その他の経費」(物件費、補助費等、積立金など)に分けることができます。

性質別歳出決算額の構成(平成23年度決算)

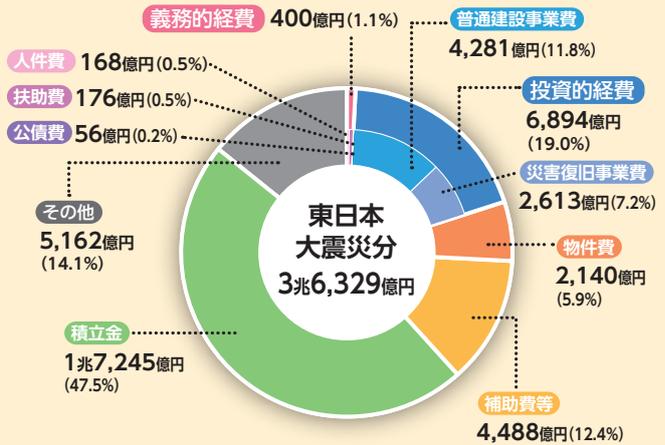
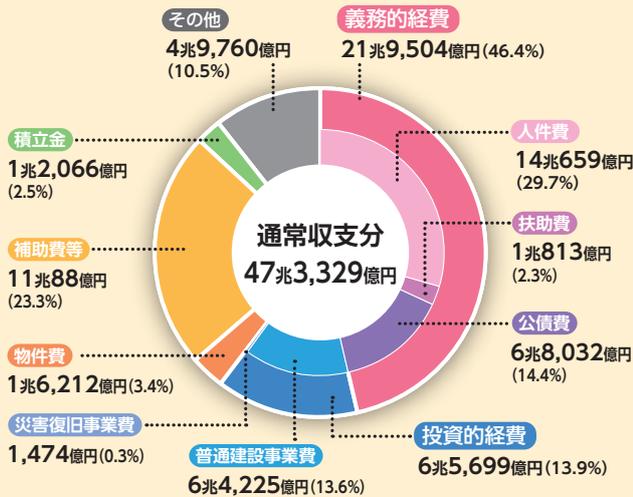


# 通常収支分と東日本大震災分(性質別歳出)

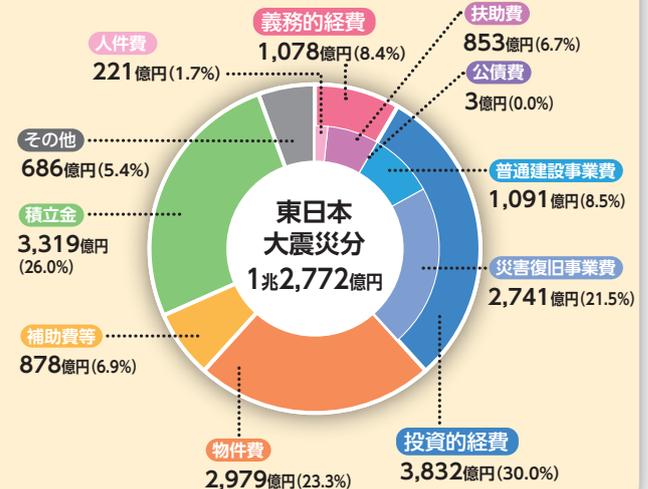
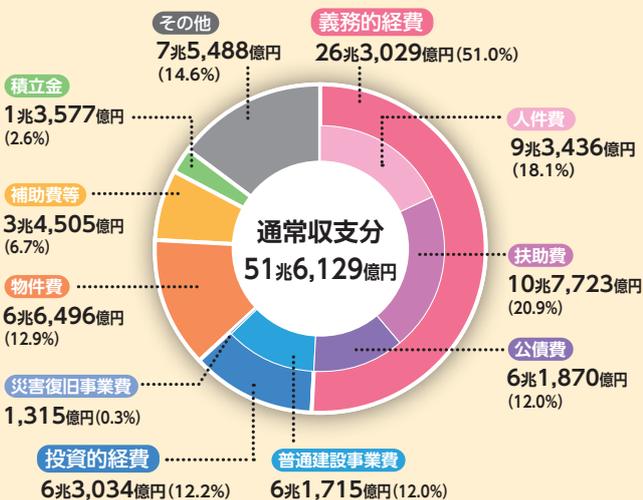
## 純計



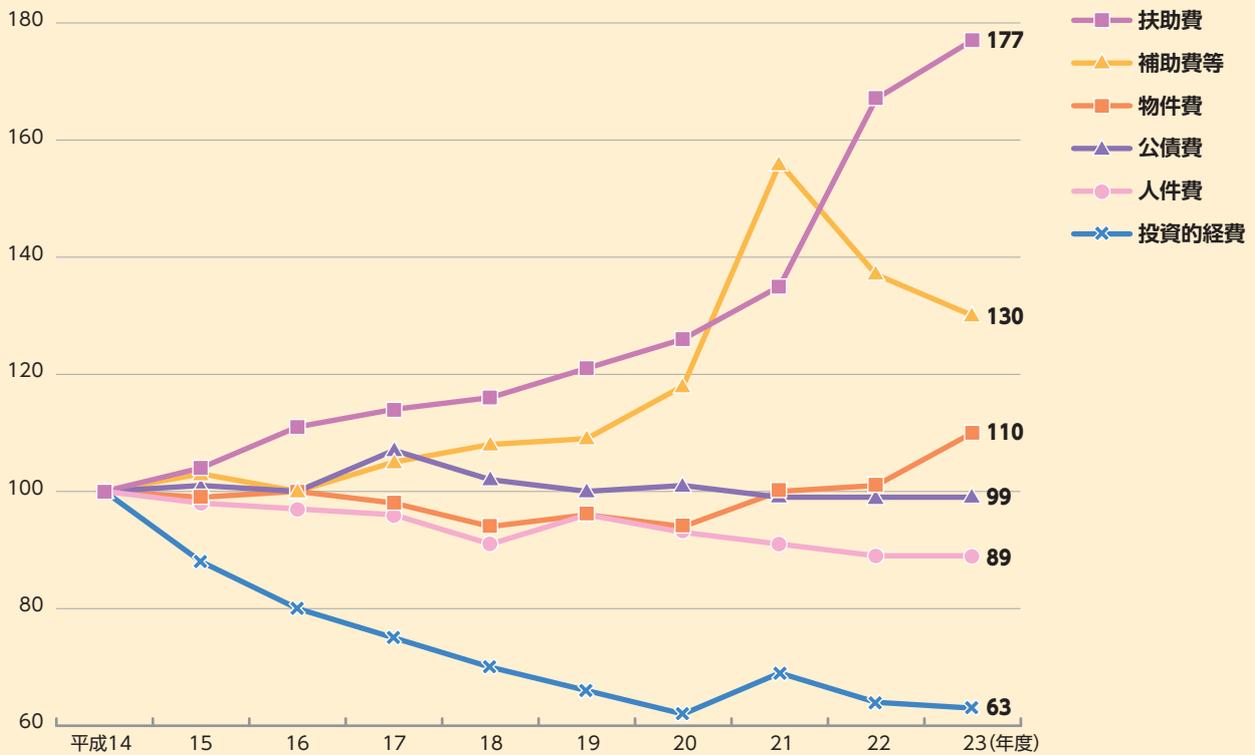
## 都道府県



## 市町村

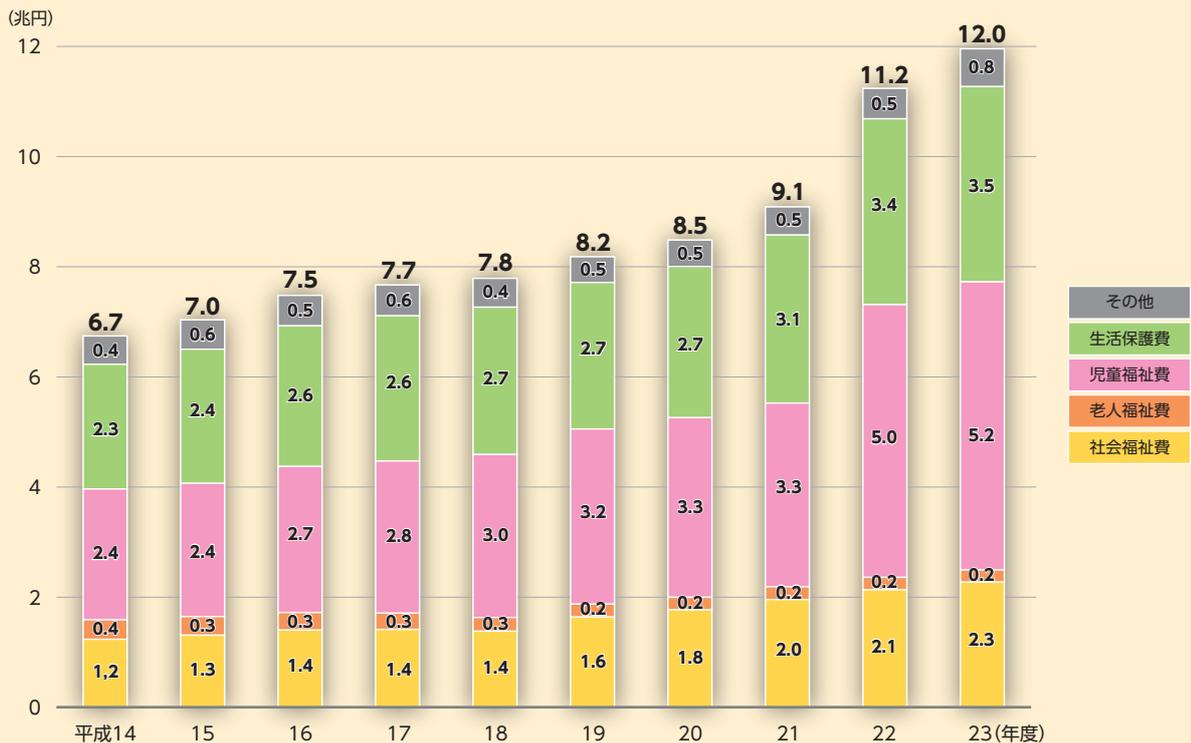


## 性質別歳出決算額の推移(普通会計純計)

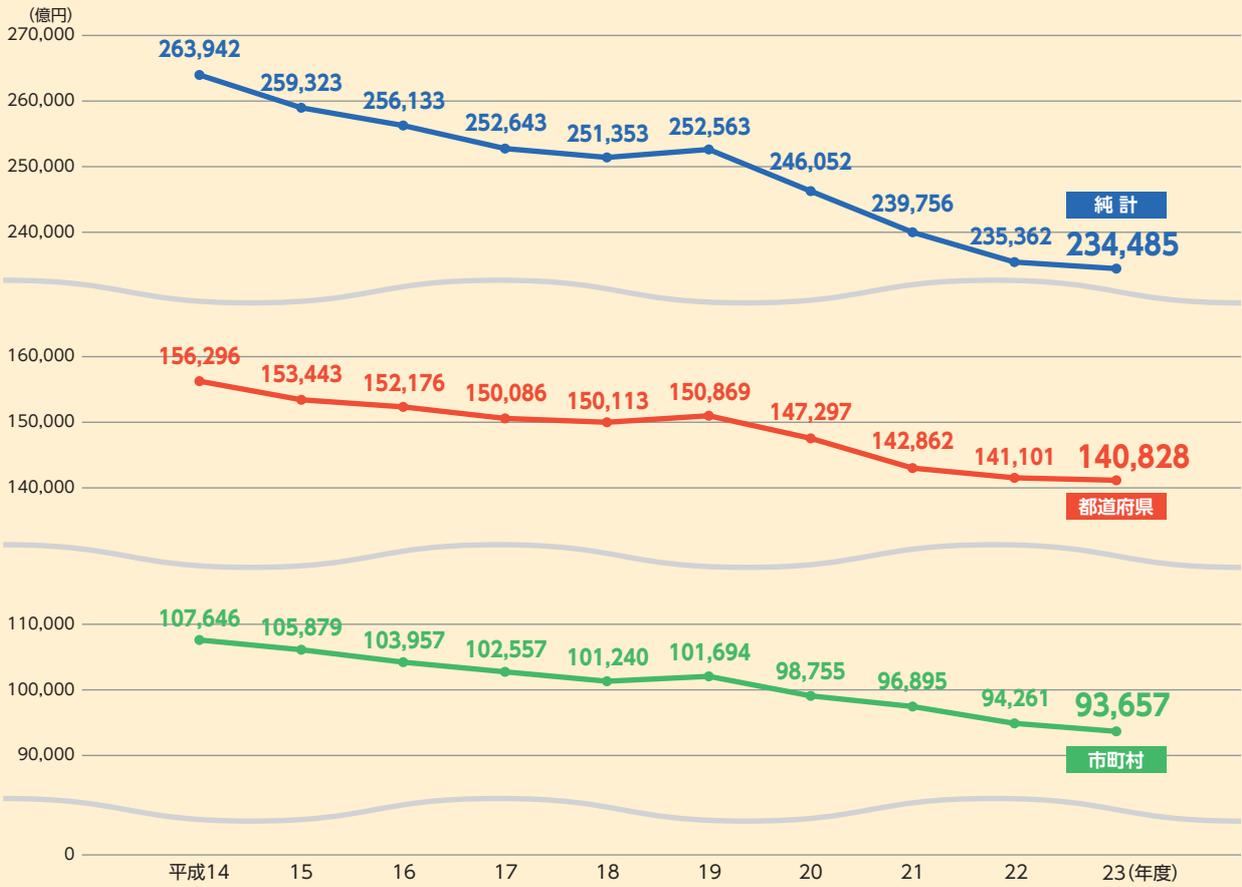


※平成14年度を100としたときの指数

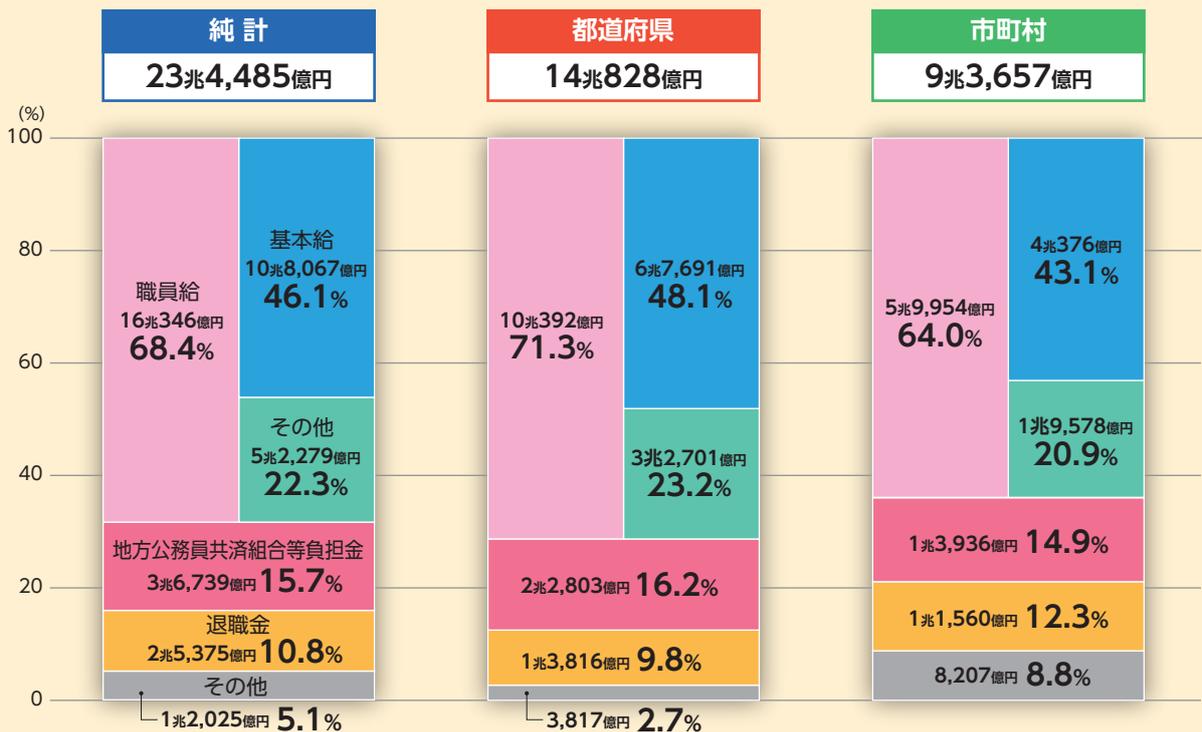
## 扶助費の目的別内訳の推移



## 人件費の推移



## 人件費の項目別内訳



# 財政構造の弾力性

## 財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

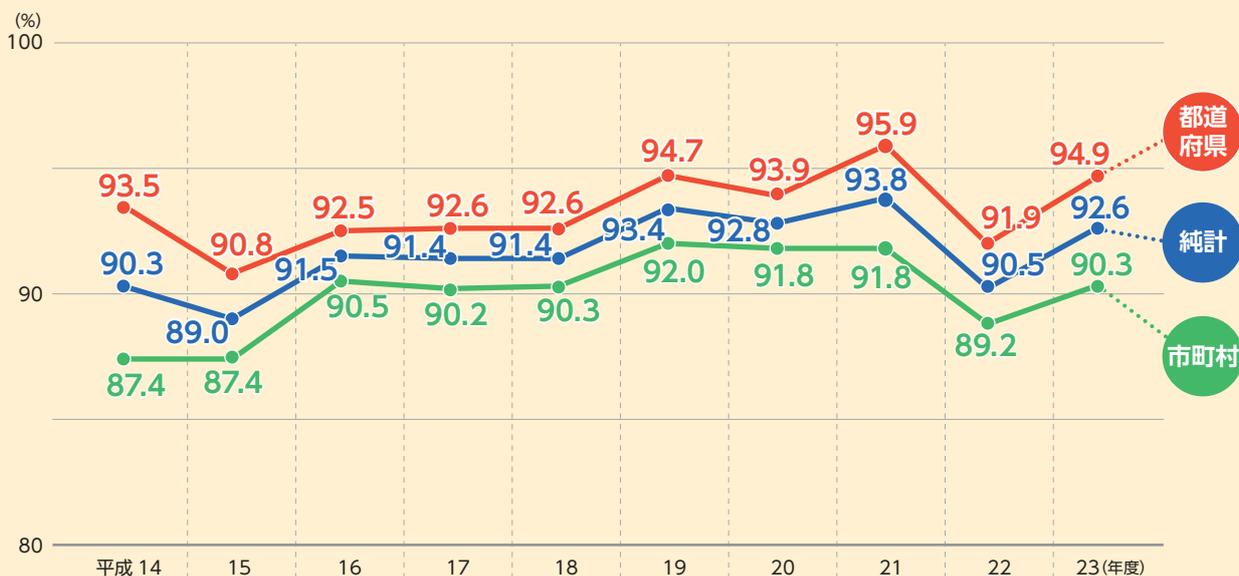
### 1 経常収支比率

平成23年度の経常収支比率は、前年度より2.1ポイント上昇して92.6%となり、8年連続で90%を上回っています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等(地方税+普通交付税等) + 減収補填債特例分+臨時財政対策債}} \times 100$$

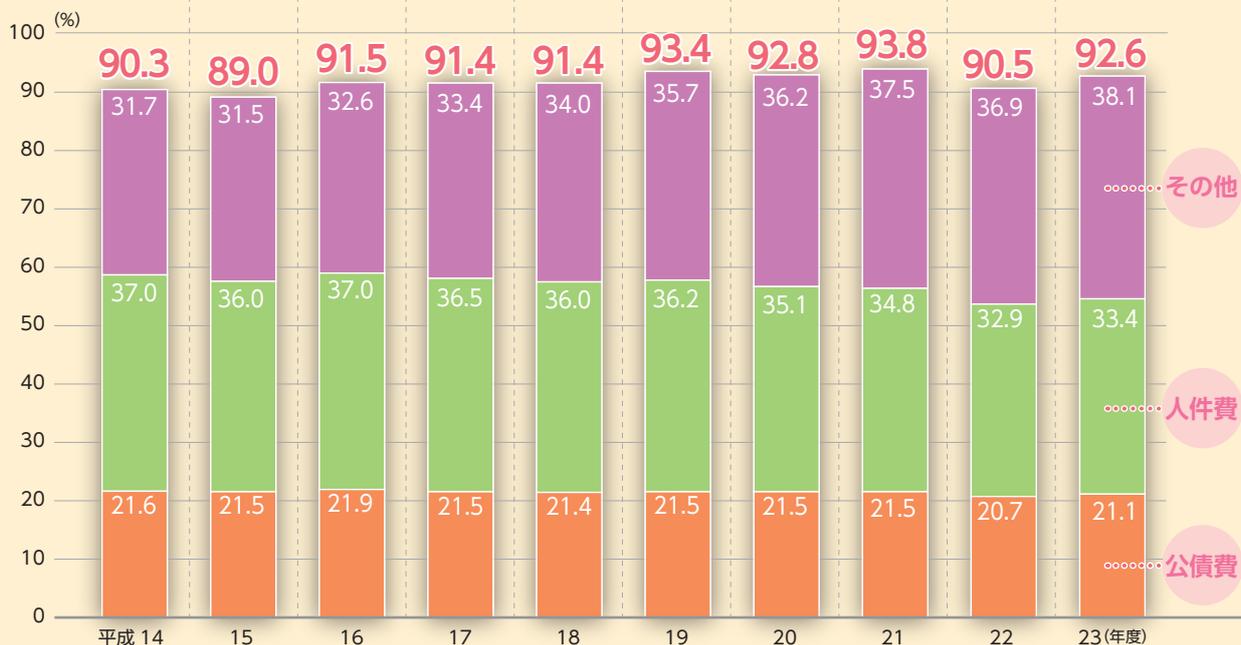
経常収支比率とは、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合をいいます。

### 経常収支比率の推移



※純計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていません。

### 経常収支比率の内訳(純計)

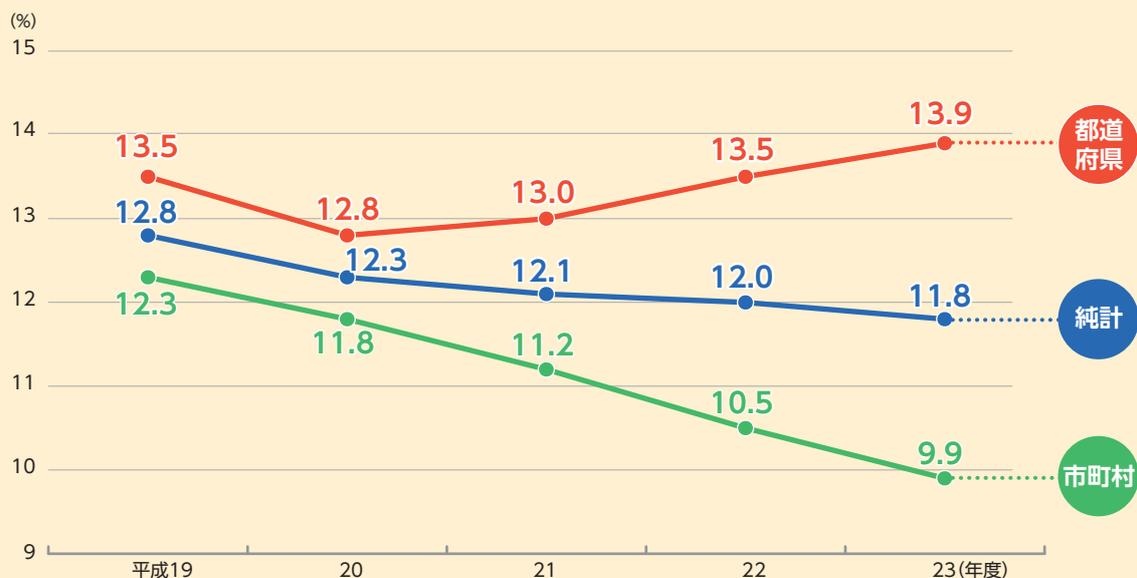


## 2 実質公債費比率及び公債費負担比率

地方公共団体の借入金の元金及び利子の支払いのための費用である公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

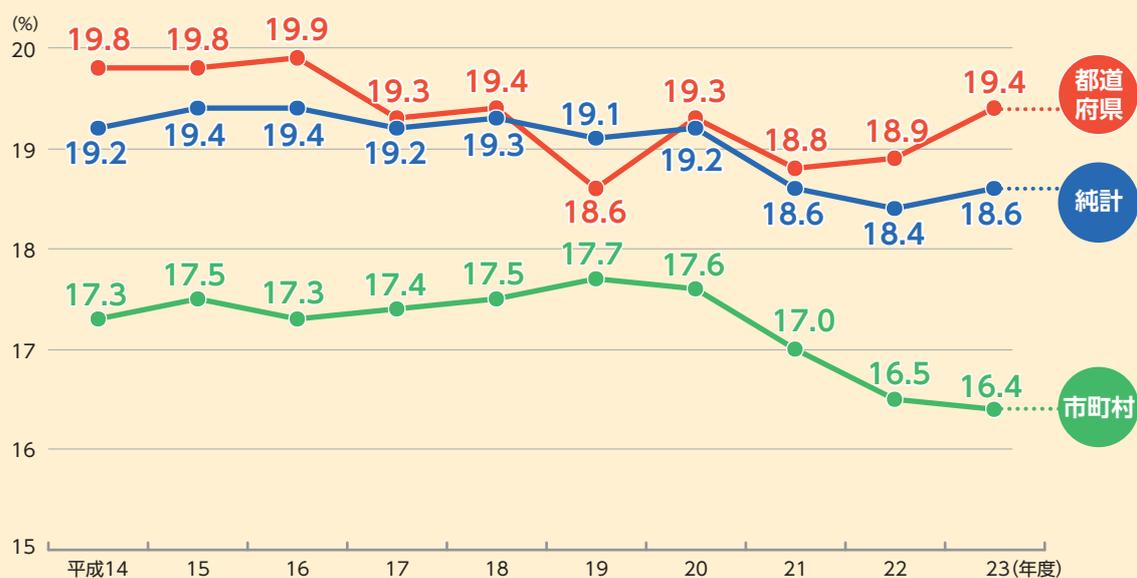
公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられています。

### 実質公債費比率の推移



※詳しくは32ページをご覧ください。

### 公債費負担比率の推移



※公債費負担比率：公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

# 地方財政の借入金残高

## 地方財政の借入金はどうなっているのでしょうか？

### 1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成23年度末で約143兆円です。

近年、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.43倍、一般財源総額の約2.58倍に達しています。

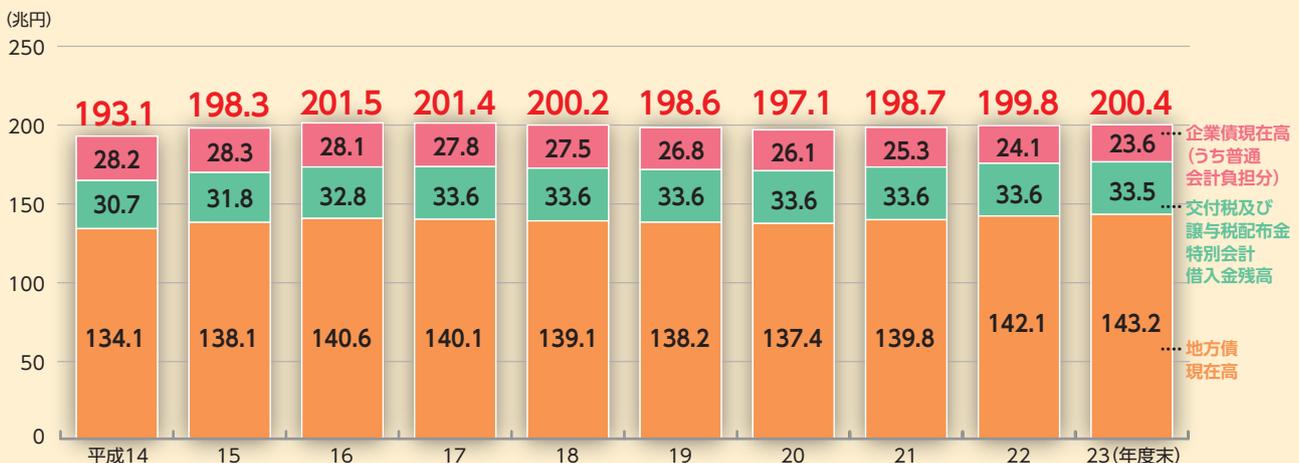


(注) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

### 2 地方財政の借入金残高

地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成23年度末で約200兆円となっており、依然として高い水準にあります。

#### 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値です。

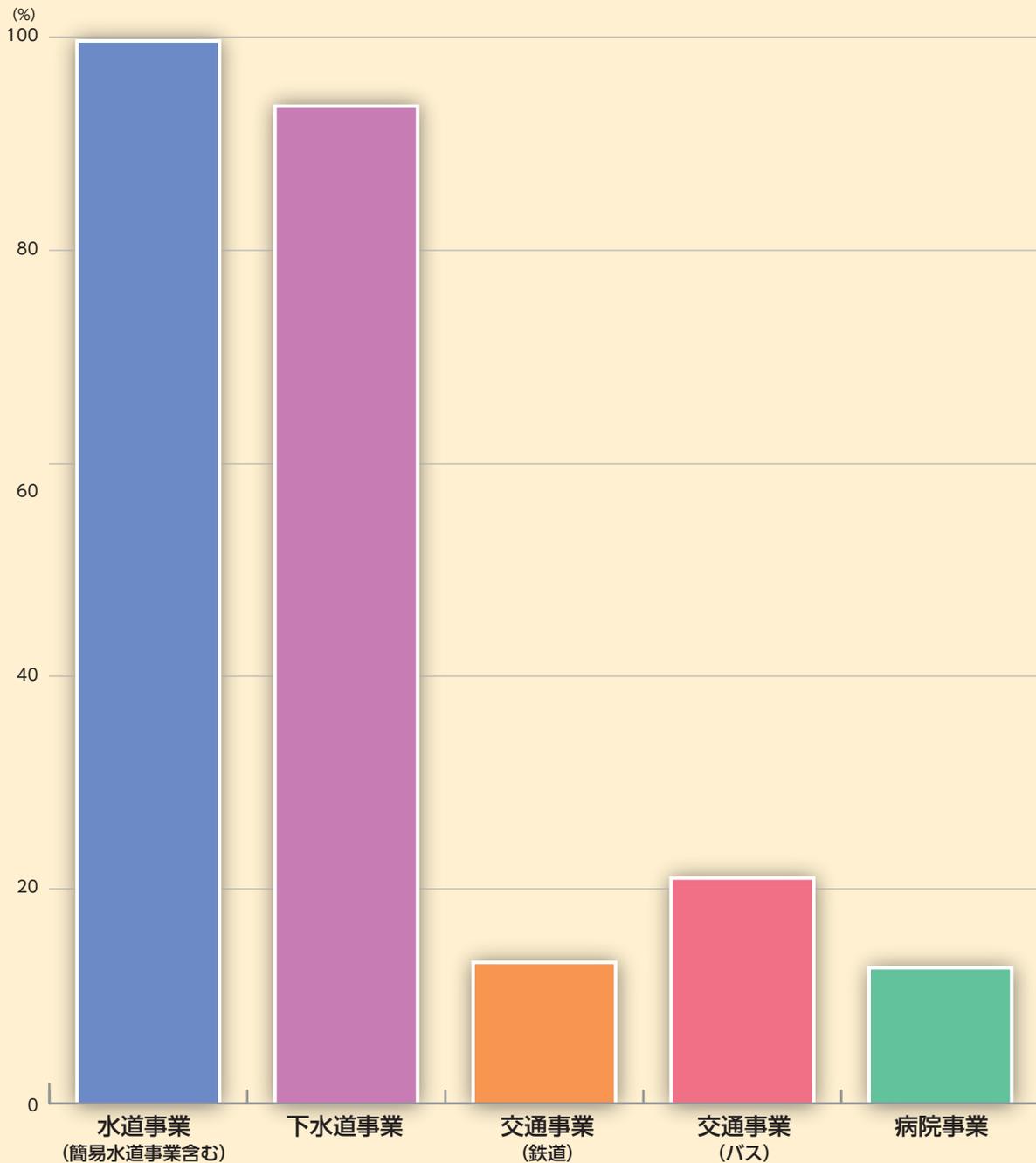
# 地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

## 1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。

現在給水人口	汚水処理人口	年間輸送人員	年間輸送人員	病床数
1億2,559万人中	1億811万人中	226億69百万人中	44億58百万人中	158万3千床中
1億2,494万人 (99.5%)	1億101万人 (93.4%)	30億2百万人 (13.2%)	9億41百万人 (21.1%)	20万1千床 (12.7%)

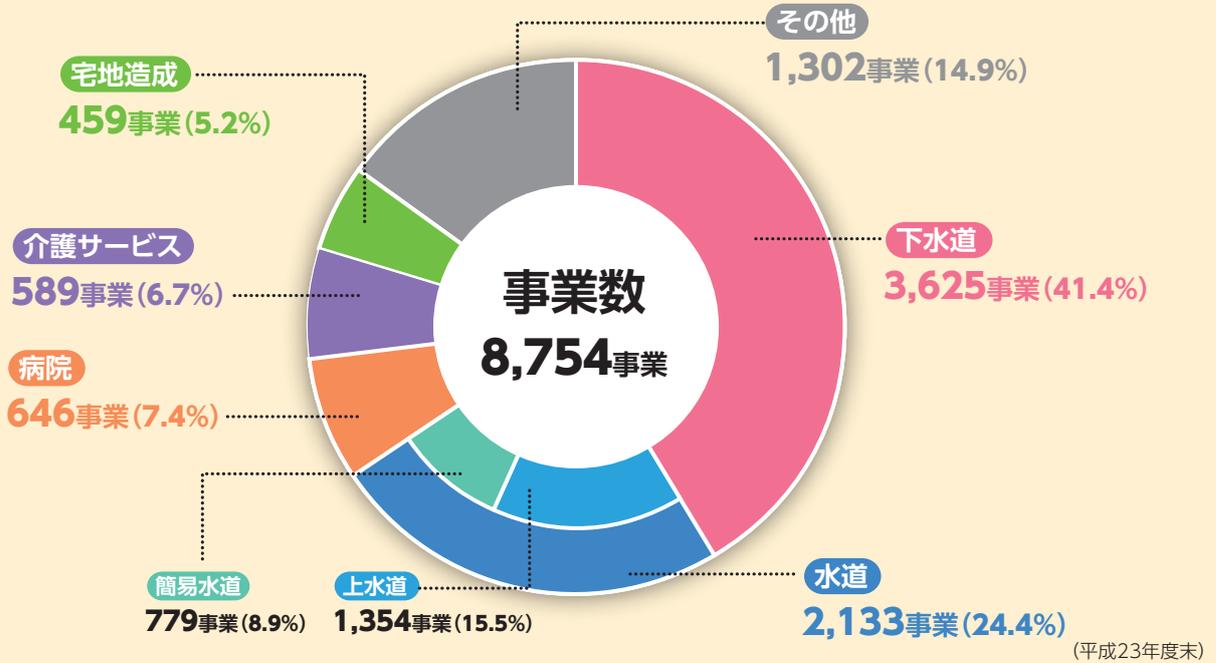


(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

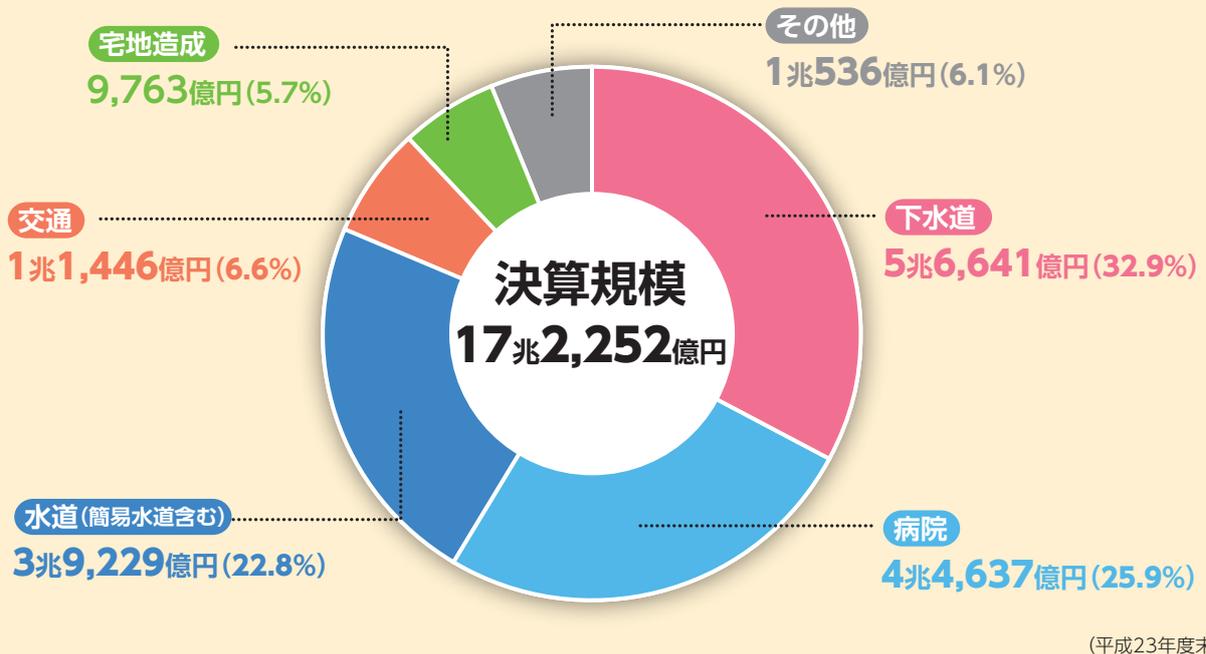
## 2 地方公営企業の事業数

事業数は、8,754事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業、宅地造成事業の順になっています。



## 3 決算規模

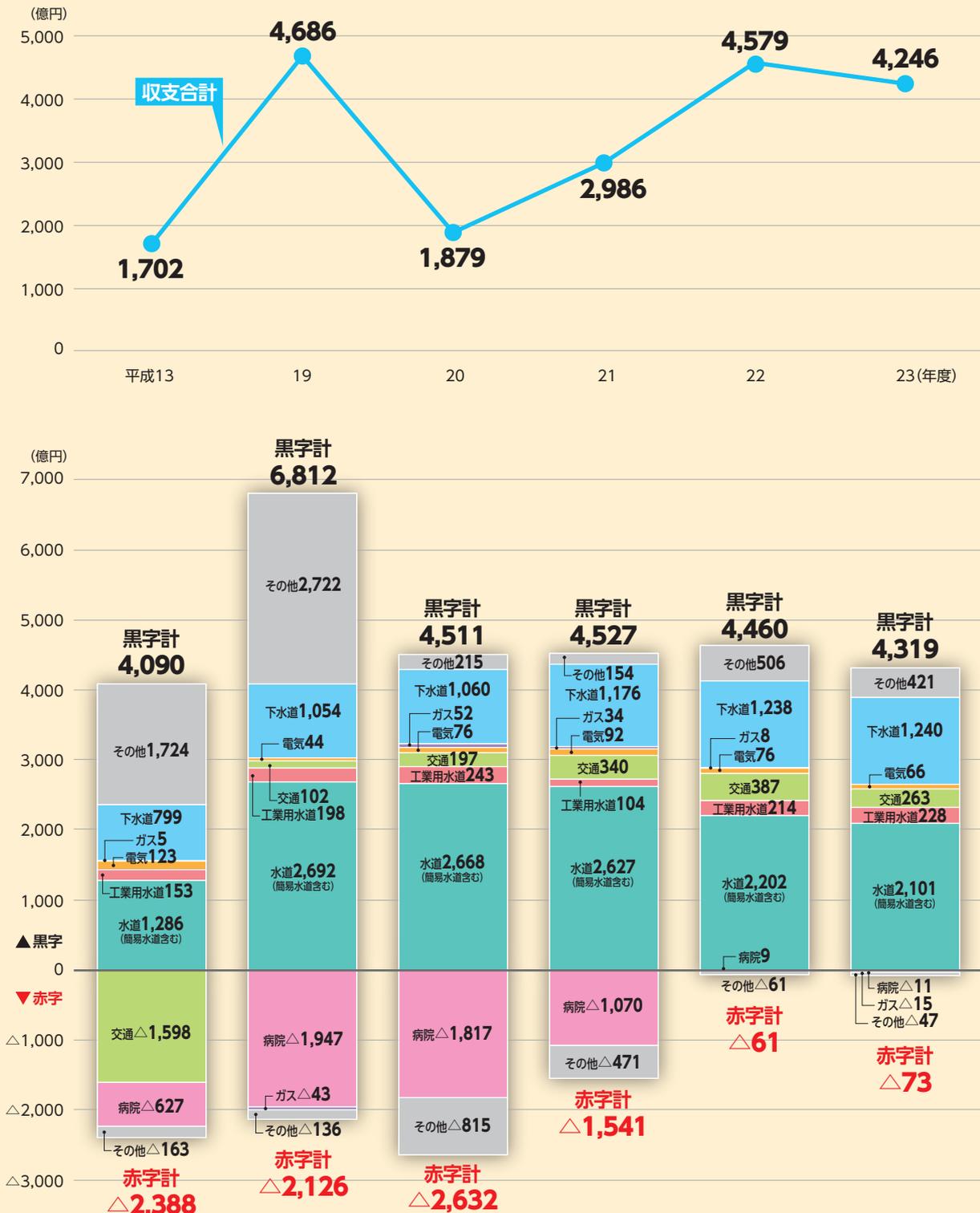
決算規模は、17兆2,252億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業、宅地造成事業の順になっています。



## 4 経営状況

経営状況は、4,246億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移しています。

### 地方公営企業の経営状況の推移



# 東日本大震災の影響

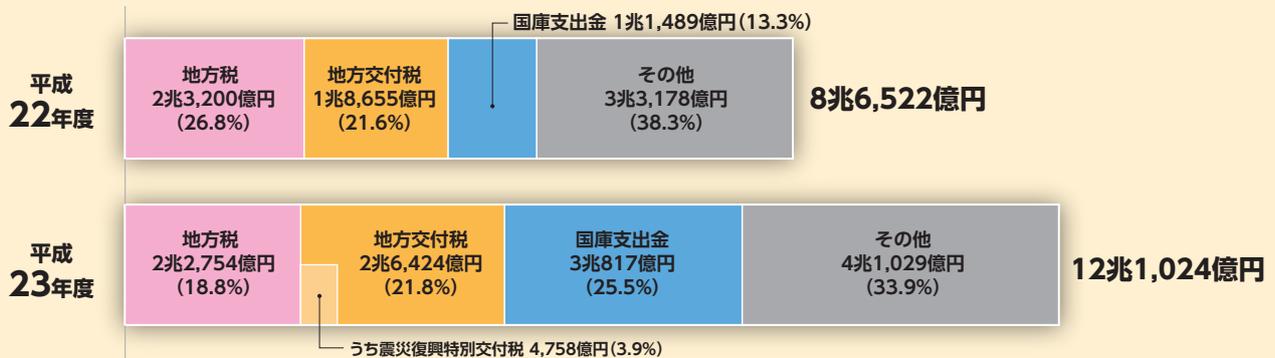
## 1 被災団体における決算の状況

### 1. 特定被災県

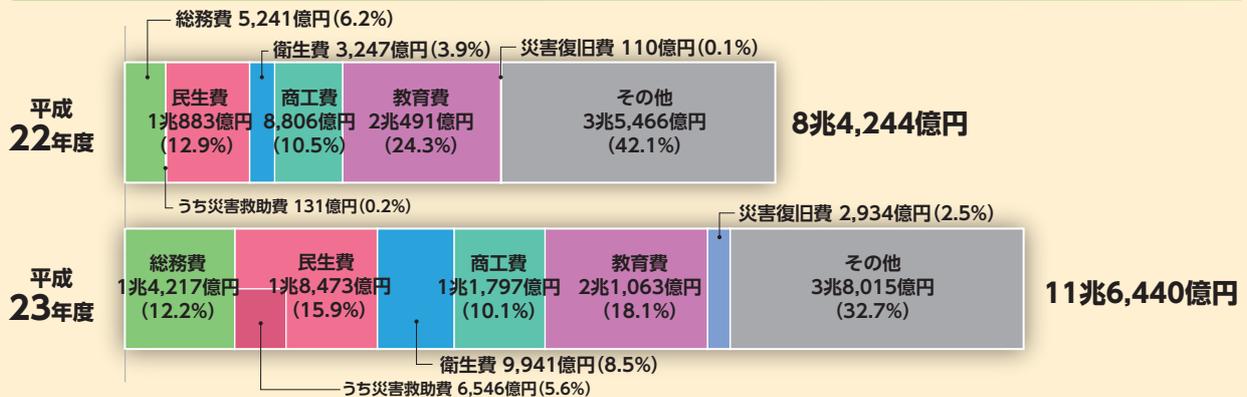
特定被災県である9県の歳入総額は12兆1,024億円で、前年度と比べると3兆4,502億円増(39.9%増)(全国では4.2%増)となっています。また、歳出総額は11兆6,440億円で、前年度と比べると3兆2,196億円増(38.2%増)(全国では3.9%増)となっています。

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

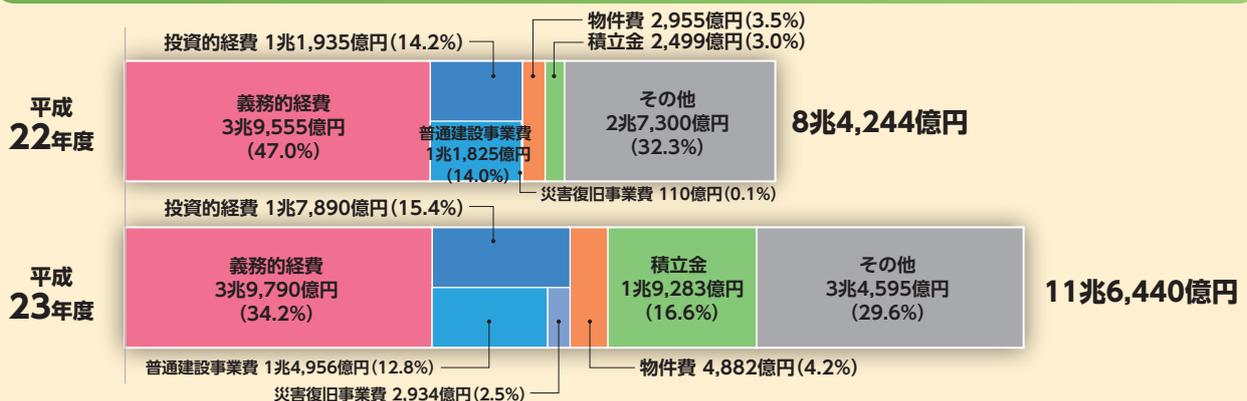
### 歳入



### 目的別歳出



### 性質別歳出

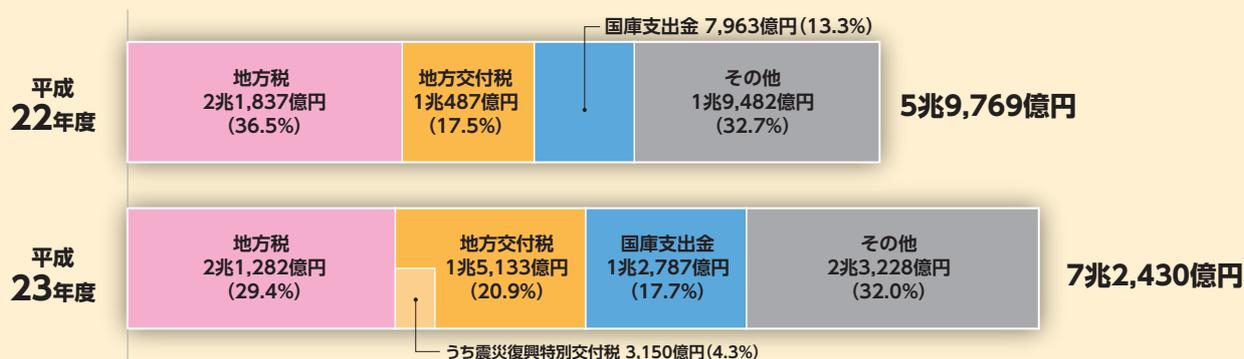


## 2. 特定被災市町村等

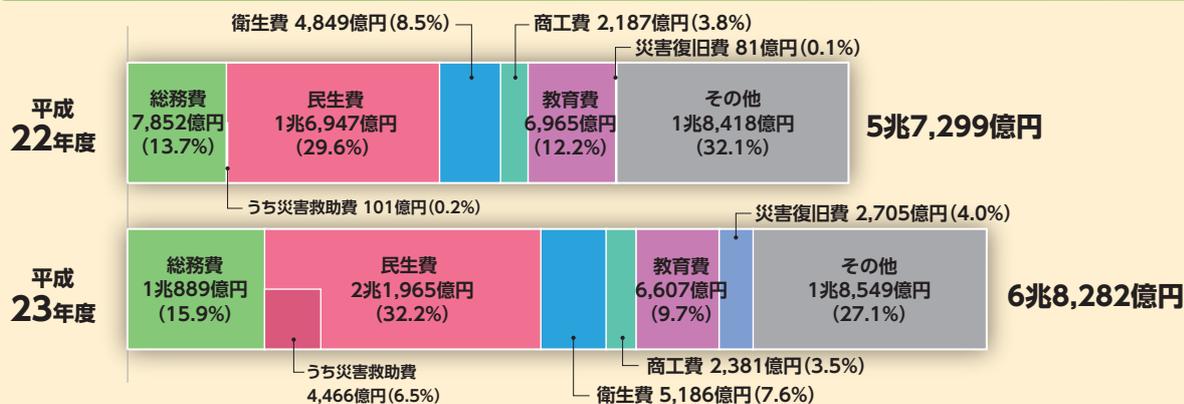
特定被災市町村等である227市町村の歳入総額は7兆2,430億円で、前年度と比べると1兆2,661億円増(21.2%増)(全国では1.7%増)となっています。また、歳出総額は6兆8,282億円で、前年度と比べると1兆983億円増(19.2%増)(全国では1.5%増)となっています。

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のもの。(岩手県33団体、宮城県35団体、福島県59団体など、11県227市町村)

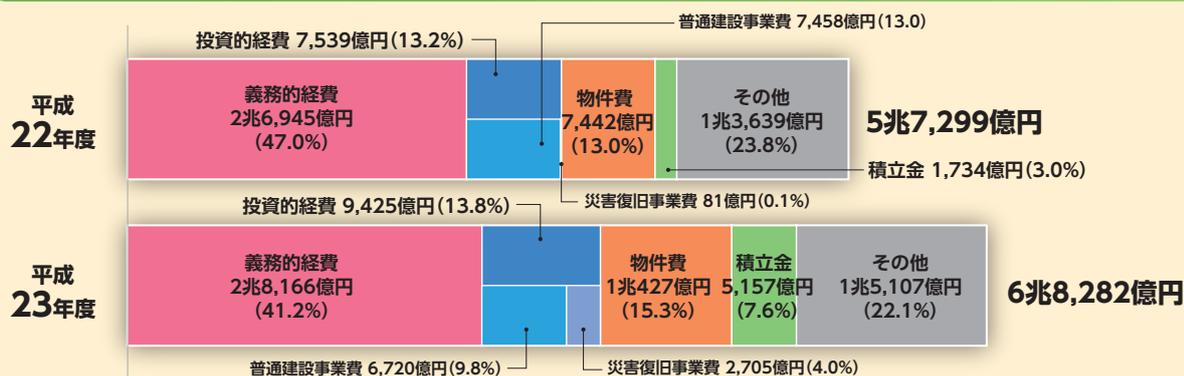
### 歳入



### 目的別歳出



### 性質別歳出

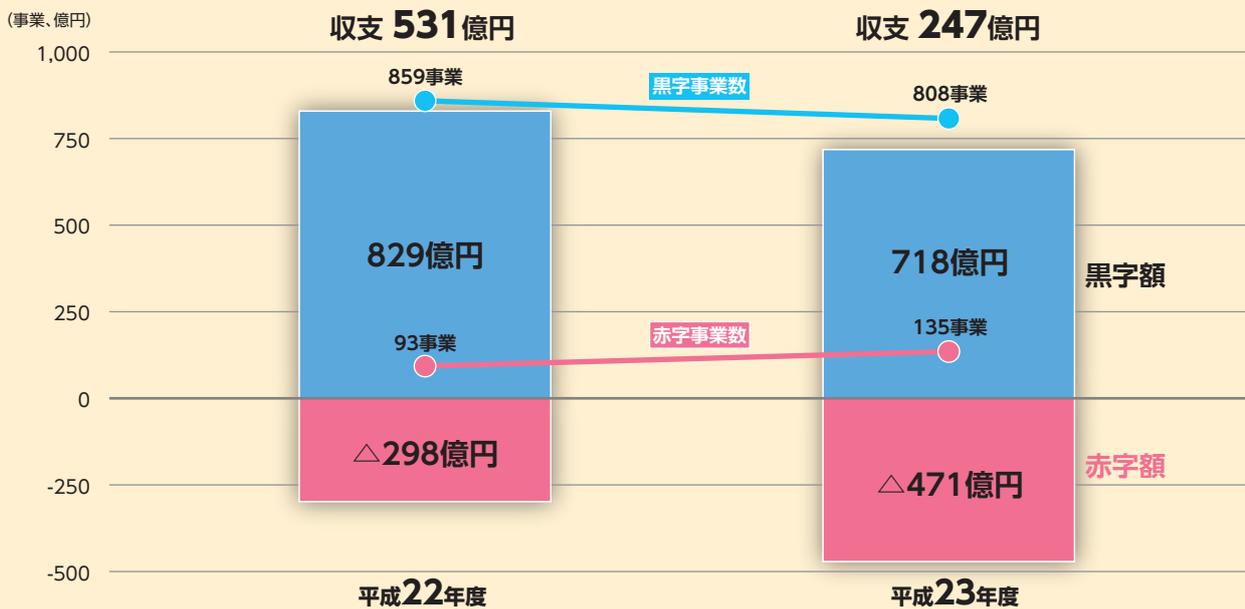


## 2 被災団体における地方公営企業の経営状況

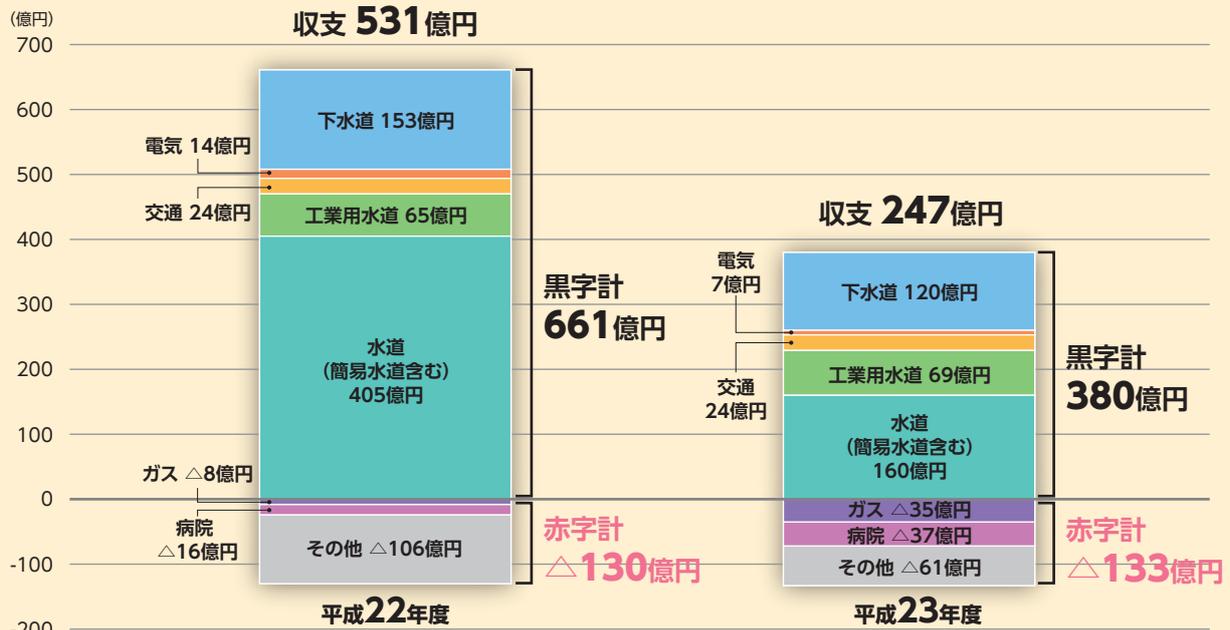
特定被災地方公共団体における公営企業の総収支は247億円の黒字で、前年度に比べ284億円、53.4%減少しています。黒字事業は808事業で全体の85.7%、赤字事業135事業全体14.3%となっています。

特定被災地方公共団体における総収支の対前年度減少額284億円は、公営企業全体の対前年度減少額333億円の85.3%に上り、全体の経営状況に大きな影響を及ぼしています。

### 特定被災地方公共団体における地方公営企業の経営状況



### 特定被災地方公共団体における地方公営企業事業別決算収支の状況

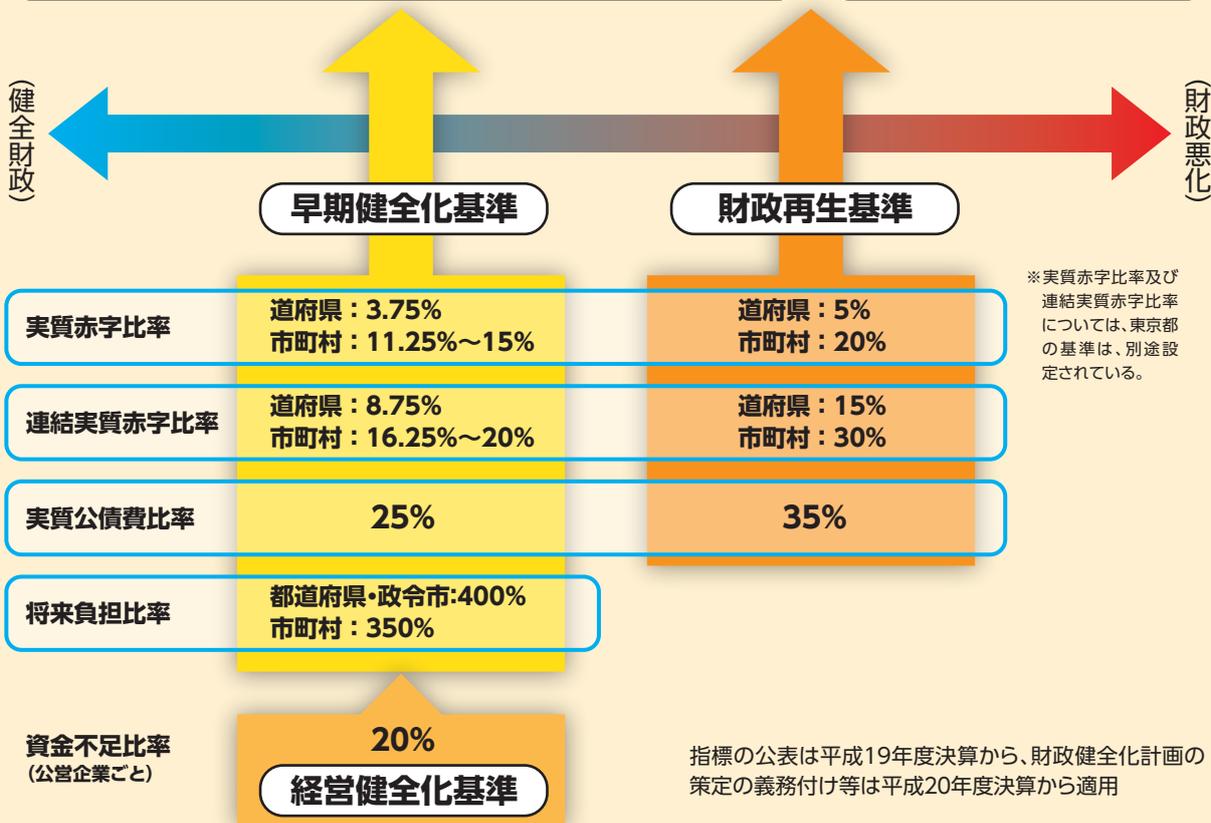
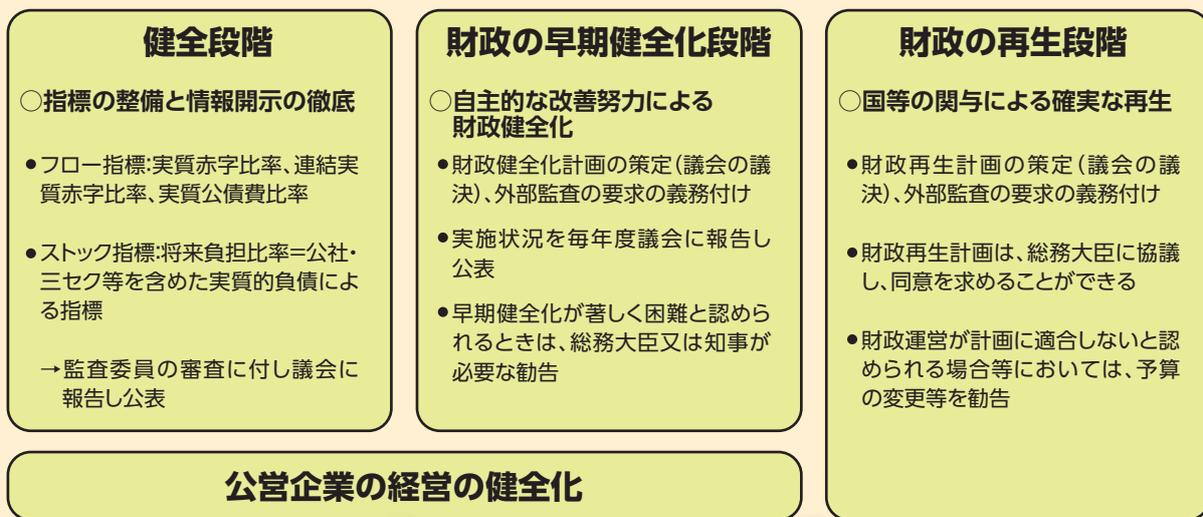


# 地方財政健全化の推進

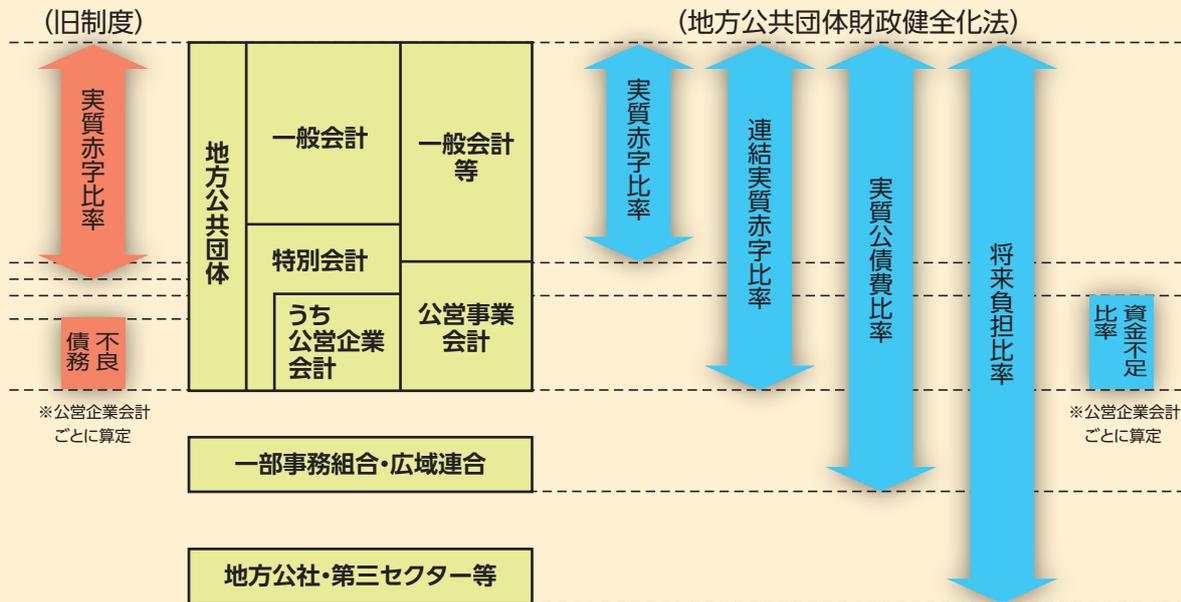
## 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行されています。

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要



## 健全化判断比率等の対象



## 2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

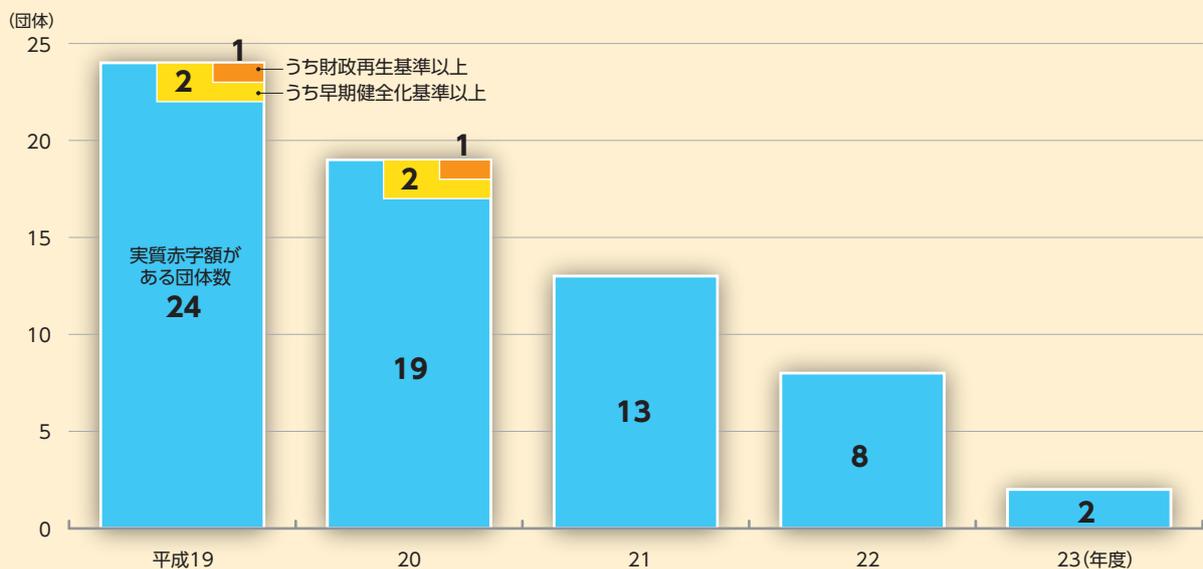
### 実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。

平成23年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数は、市区町村で2団体となっています。このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。



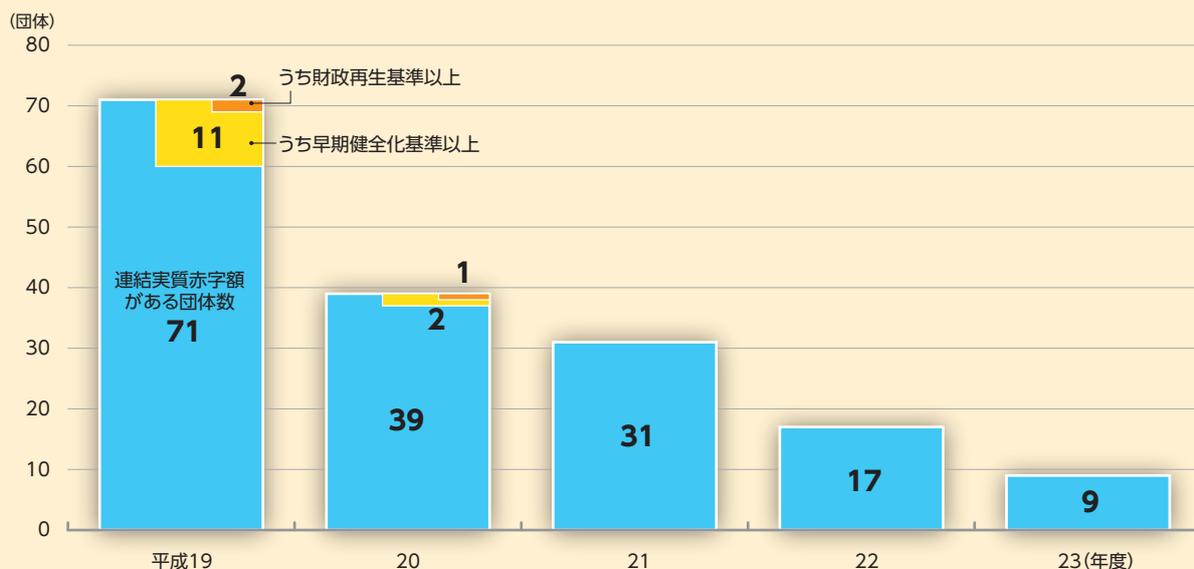
# 地方財政健全化の推進

## 連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。  
 平成23年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数は、市区町村で9団体となっています。このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。



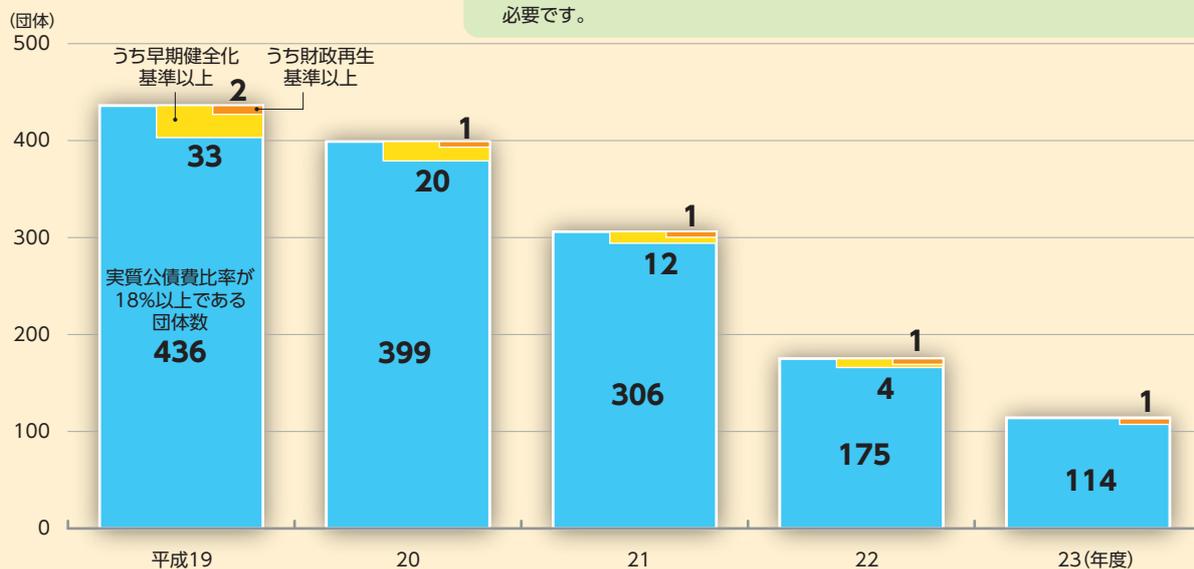
## 実質公債費比率

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、下図のとおりです。  
 平成23年度決算において、実質公債費比率が財政再生基準以上である団体数は、市区町村で1団体となっています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。  
 ※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要です。



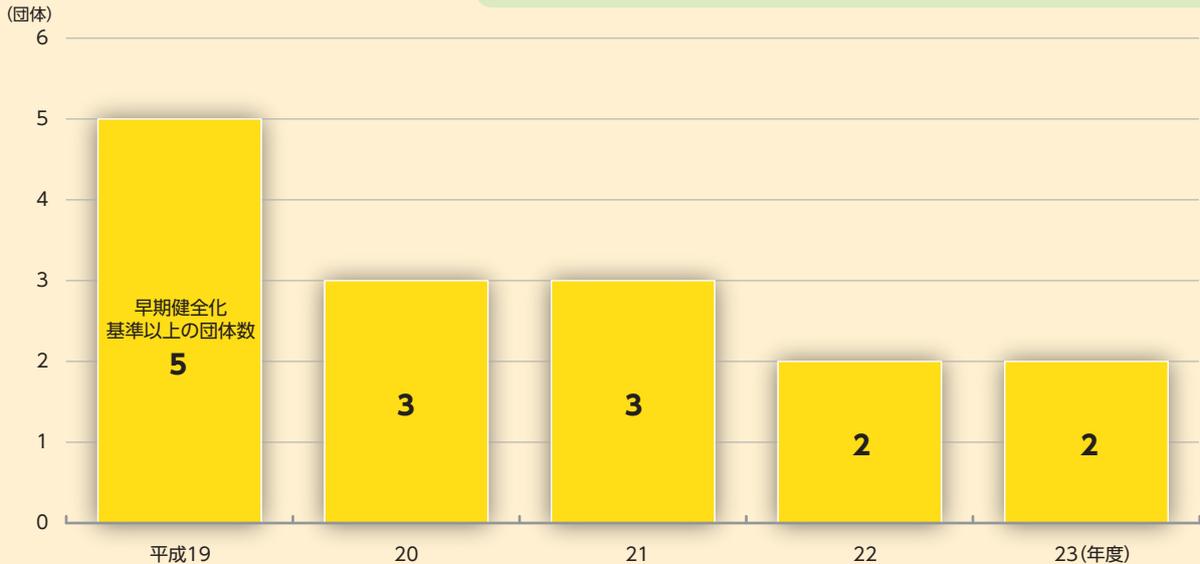
## 将来負担比率

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

平成23年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区町村で2団体となっています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。



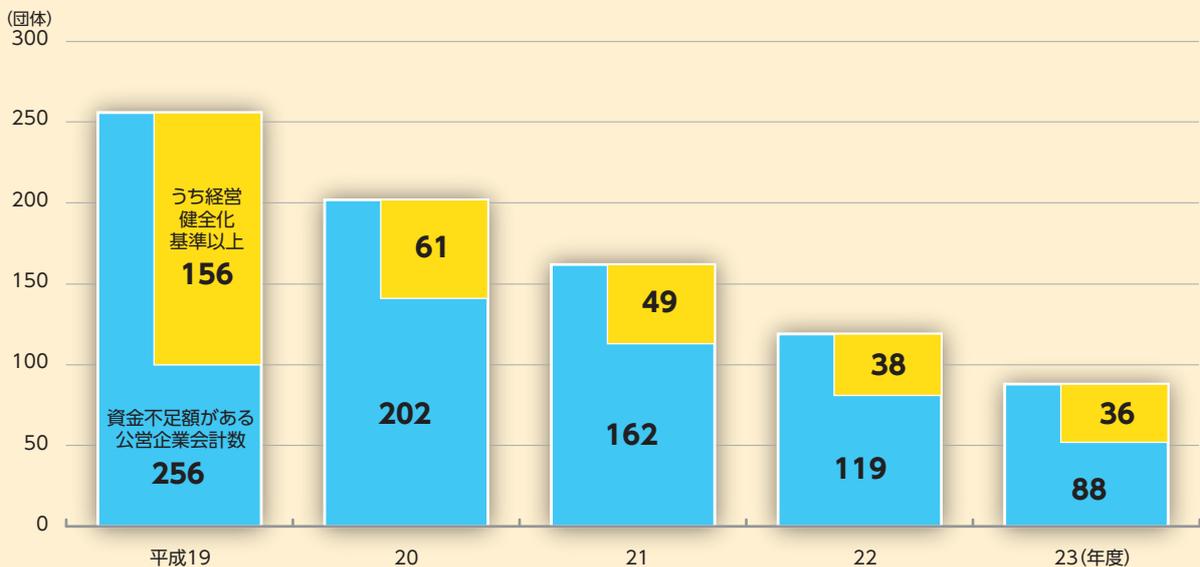
## 資金不足比率

資金不足額がある公営企業会計数の推移は、下図のとおりです。

平成23年度決算において、資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数は、88会計となっています。このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、36会計となっています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

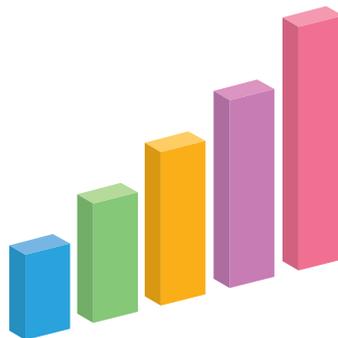
資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。



目で見える日本の地方財政

# 地方財政の状況

平成25年版 地方財政白書ビジュアル版  
(平成23年度決算)



総務省

総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号  
電話 03-5253-5111 (内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/>